

東京都公文書館

調査研究年報 <WEB版>

第 5 号

目次

八丈島流人アーカイブズの概要調査報告 — 都有形文化財「八丈民政資料」の伝来と構造 —	工藤 航平 …… 1
【調査報告】 東京都公文書館所蔵 「オリンピック関係文書」における簿冊情報抽出の試み	太田 亮吾 …… 25
【講座報告】 首都大学東京オープンユニバーシティ講座 小林信也・工藤航平・西木浩一 …… 37	
【活動報告】 平成 30 年度東京都公文書館企画展 「東京の島々～伊豆諸島・小笠原諸島の歴史と文化」	小粥 祐子 …… 48
【活動報告】 巡回パネル展 「東京 150 年～公文書と絵図が語る首都東京の歴史」	西木 浩一 …… 53

八丈島流人アーカイブズの概要調査報告

— 有形文化財「八丈民政資料」の伝来と構造 —

東京都公文書館 史料編さん担当
工藤 航平

はじめに

①東京都指定有形文化財「八丈島民政資料」

八丈島（東京都八丈島八丈町）の歴史や文化を伝える文書類は、1960年（昭和35）2月、「八丈島民政資料」として東京都有形文化財（古文書）に指定された。この「八丈島民政資料」は、江戸時代を主体に、明治末年までの古文書・絵図・書籍などで構成されている。

これに先だち、東京都教育委員会は1958年（昭和33）に「八丈青ヶ島文化財総合調査」を実施し、八丈島内や都政史料館（現在の東京都公文書館。以下、「当館」とする。）

の古文書調査を行った。この調査で確認された史料群のうち、当館および八丈支庁保管文書、八丈町役場文書、八丈町末吉の長戸路家文書（現在、当館寄託）という、島内外に所在する4つの史料群が文化財指定を受けたのである。

当館および八丈支庁保管文書は旧島役所（近世～近代）から八丈支庁へ継承された史料群、八丈町役場文書は三根村の近世文書のほか大部分は明治以降の町役場から継承された史料群、長戸路家文書は近世・近代において地役人を務めた家文書である。

本稿で検討する当館所蔵分以外の史料概要については、上記の調査報告書である『伊豆諸島文化財総合調査報告 第3分冊—八丈島・青ヶ島の文化財1—』¹を参照されたい。

島役所文書は、i 近代の島役所で新たに作成・授受された文書と、ii 近世に作成・授受されて近代以降に現用文書・参考資料として引き続き保管された文書がある。

②流刑地・八丈島の歴史

徳川政権のもと、法制度の整備に伴い、伊豆諸島は流刑地として位置づけられた。「公事方御定書」で流罪についても確定したといわれ、「江戸より流罪之ものハ、大嶋・八丈嶋・三宅嶋・新嶋・神津嶋・御蔵嶋・利嶋右七嶋之内江遣、京・大坂・西国・中国より流罪之分者、薩摩・五嶋ノ嶋々、隠岐国・壱岐国天草郡江遣」²と定められている。それ以前は大島



画像1 八丈島流人アーカイブズ全体像

が流刑地であり、一般的には宇喜多秀家が八丈島へ流されたことが、大島以外の伊豆諸島へ流された最初と認識されている³。

寛政8年(1796)には、大島、利島、神津島、御蔵島の4島が流刑地を免除され、これ以降は三宅島・八丈島・新島のみが流刑地となっている。明治になっても遠島廃止となるまでは、これら三島への流人送りが継続され、また大量の流人が赦免となった明治の大赦に洩れた者たちも引き続き八丈島に滞在しており、流人の管理が重要な役務となっていた。

③東京都公文書館所蔵「八丈民政資料」の特徴

文化財の登録上では、当館と八丈支庁とは都の機関ということで一括りにされているが、前述の文化財総合調査の段階で既に、それぞれ独自に史料群を所蔵していた。

そのうち当館所蔵分をみると、島役所が管轄した島全体に関わるさまざまな内容を含む史料群ではなく、明らかな特徴的傾向を持っていることがすぐにわかる。それは、八丈島の流人に関する文書で構成されているということである。

当館の史料目録(情報検索システム)上では八丈島に関する文書は3つのシリーズに別れ、「八丈島民政資料」82点(うち「八丈実記」38点、複製5点)、「地誌」13点、シリーズ名なし複製2点となっている。シリーズ名は整理作業で便宜的に付与されたもので、その違いに意味はない。しかし、後述するように、複数の文書を合冊しているものも多く、個別史料単位では200点近くにのぼり、ほぼ流人関係に限られるが内容も多岐にわたる。

このような特徴を有する当館所蔵分は、後述するように、意識的に一つの史料群としてかたちづくられたものといえる。そこで、このうち大部分を占める流人に関する文書を、その特性を尊重して、便宜的に「八丈島流人アーカイブズ」と称することとする。

この八丈島流人アーカイブズであるが、「流人に関する古文書や古記録類がもっとも完全なかたちで保存されているのは八丈島である」⁴と評され、翻刻本や調査研究が進められている一方、部分的に利用されることが多く、史料群の全体像についてはきちんと把握されてこなかったといえる。

④本報告の課題

そこで本稿では、まず、①八丈島流人アーカイブズの伝来を探るべく、八丈島の行政組織の変遷と、特に近代以降の文書管理に注目する。限られた史料から断片的な指摘を行うことになるが、八丈島流人アーカイブズの辿った経緯を文書管理の視点から把握することを試みる。次に、②これまでに作成された複数の史料目録の記述の変化や、原本に残された修復等による形態上の変化、文書管理の痕跡等を調査することで、史料を理解するための情報を読み解く。最後に、③八丈島流人アーカイブズの調査を行い、流人の取り扱いの流れに沿って各史料を位置づけていき、その全体像の把握を行う。

1 八丈島所在近世文書の管理と伝来

①東京都公文書館への移管

当館へ八丈島流人アーカイブズが移管された経緯を直接示す記録は、現在のところ確認できない。ここでは、断片的な情報をもとに、当時の東京都総務局文書課四谷分室(のち都政史料館、東京都公文書館。便宜上、固有名称を示す必要のない限り、「当館」とする。)⁵へ移管された時期や要因についてみてみたい。

まず、1950年(昭和35年)1月に刊行された『江戸時代の八丈島—孤島苦の究明—』⁶の「は

しがき」をみると、次のように記されている。

この小篇は筆者（川崎房五郎氏一著者註）が昭和二十三年六月二十一日より七月二日迄十一日間にわたって、当時の大野木総務局長・渡辺文書課長の命により、八丈島に於ける史料保存状態の調査並史料探訪を行つた際の資料を基として纏めたものである。

東京都教育委員会の調査から遡ること10年、同じ東京都の部署である総務局文書課第四分室で八丈島所在の古文書調査が行われていたのである。

続けて、「筆者はその後蒐集し得た史料の整理、借用本の複本作製に当り」や、「この間、渡辺（前）、畑（現）文書課長は八丈所在の史料借覧に種々の努力を払われ、蒐集し得た八丈史料は旧来の文書課所蔵の史料と併せ六十冊に及び、かなりの充実を見るを得た」とも記述されている。

また、『江戸時代の八丈島』巻末の史料目録をみると、川崎房五郎氏が1948年6月に実施した調査の段階では、八丈島流人アーカイブズは八丈支庁に所在していたことがわかる。

次に、四谷分室時代の1951年10月、同室所蔵の図書・文書のうち市史編纂関係のものを収録した『資料図書仮目録1』が作成された⁷。このなかに、「和装本・地誌・島嶼関係」として、八丈島や小笠原島などの資料が列記されている。ただ、点数は少なく、八丈島流人アーカイブズも含まれていない。

タイトルに「八丈島」と付くものをピックアップしてみると、明治20年に近藤家より購入した『八丈実記』⁸を除くと、写本の『園翁交語』⁹と『八丈島めぐりの記』¹⁰は別々の装丁だが、「東京府図書記」の印がある。『八丈島大概帳』¹¹、『八丈嶋記 出百姓』¹²、『八丈嶋大概記録』¹³上下は同一の装丁で、東京府の罫紙で作成された写本である。また、「八丈島反別調」¹⁴と「八丈島小島青ケ島略記」¹⁵は東京府庶務課で作成されたものであり、これら全てが東京府時代に史料編纂のために蒐集されたものと判断できる。

未移管だったのか、移管済みだが未整理だったのか、はたまた別の要因があったのか、『資料図書仮目録1』に八丈島流人アーカイブズが収録されなかった理由は不明である。

関係者の間では、「流人という個人情報も多く含む特殊な文書のため、都の歴史資料保存利用機関へ移管されたのではないか」という話しも聞かれるが、定かでは無い。

東京市史編纂室の中核スタッフであった川崎房五郎氏（東京都総務局文書係事務吏員）による東京都の公的な古文書調査を契機に、上記のような史料の特性も一つの要因となって、1950年から58年の間に都政史料館へ移管されるに至ったと推察される。

②八丈島の支配構造と文書

では、この江戸・明治期の八丈島流人アーカイブズが現代まで継承されてきた要因はどこにあるのだろうか。まず、八丈島における文書の作成・授受・保存について、どこに、どのような文書が保存されたのか、先行研究¹⁶を参考に行政組織という点からみてみたい。

i) 近世の行政組織

八丈島は、大賀郷、三根村、末吉村、檜立村、中之郷村の5ヶ村と、隣接する小島の宇津木村、鳥打村の2ヶ村からなる。江戸時代を通じて幕府領であり、基本的には伊豆代官の管轄下にあった。

八丈島の統治ははじめ、北条氏旧臣の八丈島代官が徳川幕府より島奉行に任命され担って

いた。その後、短命の代官が続いたが、寛文9年(1669)より伊豆代官の管轄となった。

代官は在任中に八丈島へ渡海するのが恒例であったが、寛文10年より手代を代理として赴任させるようになる。しかし、享保8年(1723)、代官河原清兵衛の時に手代の渡海が廃止され、同11年には代官は交代ごとに一度だけ島内を巡見すればよいことになった。これに伴って、島居付きの地役人を代官直属とし、島内の統治を担わせることとなったのである。

つまり、八丈島には、支配者である武士は存在しない。そのため、島民らの自治組織によって行政が執られたのである。そのなかで、いわば統治者の地位に就いたのが地役人であり、時期により変化するが1名から3名が務め、基本的には菊池氏による世襲が続き、江戸時代後期には菊池氏以外の者も就いている。

また、かつて渡海した代官に寺社役を兼務させたこともあり、神主役は地役人と対等な地位であった。地役人を兼帯することも多く、島内政治にも深く関与し、大賀郷の姥夷明神、宝明神の神主であった奥山氏が世襲で務めた。

島政には、地役人のうち古老を優遇するために設置された取締役、官船を管理する御船預り役、地役人や神主の監視役である立合役など、恒常的・臨時的な役職も置かれていた。

一方、村では、名主、年寄、五人組頭が置かれ、村政を担った。

また、島役所で書記を務めたのが大書役、村での書記を書役と称し、算筆に長けた流人を雇用することが多かった。

島内政治の拠点となったのが島役所（陣屋、御仮屋とも）で、定例日（朔日、11日、21日）に地役人と村役人が集まり、御用・島用に関する事務処理や会議が行なわれた。急用のある場合は、六のつく日に地役人が内寄合を行って処理する。

ii) 近代の行政組織

八丈島の近代以降の行政組織については、詳しくは明らかにされていない。

明治になると八丈島は、明治2年(1869)に相模府知事江川太郎左衛門の管轄下におかれ、同3年に韮山県、同4年に足柄県、同6年に静岡県の管轄となり、そして同11年に東京府へ編入された。

しかし、東京府の管轄となって新しい体制が確立されるまでは、八丈島の行政・司法・立法などの権限は地役人にあり、拠点も引き続き島役所であった。

明治6年に戸長・副戸長が置かれてからは、地役人が島事務所（島役所）において合議制で島内行政を執っている。この時期、島政の円滑化を図るために島長制度の創設を東京府に掛け合っているが、許可されることはなかった。

そして、明治33年(1900)、八丈島庁が設置され、東京府より島司が派遣されたことで、八丈島の地役人制度も廃止されることとなったのである。

八丈島の特殊な支配構造により、島内の統括、島外との遣り取りは地役人が一手に担っていた。そのため、八丈島から島外への連絡や文書の往復は、必ず島役所および地役人を通じて行われたのである。その結果、実質的な統治者である地役人・島役所には八丈島に関わるさまざまな文書が集積されることとなった。

③近代以降の八丈島の行政と文書管理

次に、近世文書が現在まで継承されてき背景として、前代の文書を明治になってどのように扱ってきたのかという点からみてみたい。

八丈島を含む伊豆諸島は、明治11年に静岡県より東京府へ移管された。そのため、これ以降は、島役所・村役場とも東京府の規程に沿って文書管理が行われることとなる。

東京府（府庁）の文書管理の規程や歴史については、東京都公文書館編『都史紀要41 明治期東京府の文書管理』¹⁷にまとめられている。一方、東京府管轄下の郡区役所や町村での文書管理の規程や歴史について明らかにした成果はほとんどない。

ここでは、八丈島など島嶼部における文書管理について、基本となる規程を紹介しておく。

i) 明治16年「島役所村役場諸記録保存心得」

清水善仁¹⁸によると、明治11年7月の郡区町村編制法公布を契機に、郡区役所や町村役場での文書管理の必要性が意識されるようになったという。そして、同13年1月に至って内務省は、中央行政機関および府県における文書管理を命じた同8年4月の太政官達第68号を、郡区町村に広げて適用することを達した。それを受けて東京府は、府下郡区役所における文書保存に関する初めての規程として、同13年4月2日、東京府布達乙第19号「郡区町村諸記録保存心得」を達したのである。

ただし、この布達は内地のみで、東京府へ移管間もない島嶼部への適用は遅れること3年半、明治16年10月19日に伊豆七島役所・伊豆七島村役場へ宛てて「島役所村役場諸記録保存心得」¹⁹が達せられてからであった。

その規程は、第一条の冒頭が「郡区役所又ハ各町村」から「島役所村役場及島又ハ町々」に替わっているのみで、内地に達せられたものと同じである。その条文は下記の通りとなっている。

- (1) 一、島役所村役場及島又ハ町々公有ノ諸記録凶書〔維新以前ニ係ルモノトモ〕ハ地役人又ハ名主一式引受人ニ於テ平素注意保存スヘシ
- (2) 一、諸記録類ハ総テ目録ヲ作り本書ト目録トニ番号ヲ付記シ地役人又ハ名主一式引受人転免等ノ節ハ新ニ就職ノ者ニ於テ事務受渡規則第六條第七條ニ由リ之ヲ引受ヘシ
- (3) 一、爾後新調ノ記録類又ハ従前散佚シタル舊記ノ検出セル者等ハ其時々目録ニ追加シ翌年一月中其目録ヲ謄写シ地役人ニ於テハ其年ノ早便ヲ以テ之ヲ府庁ニ出シ名主一式引受人ニ於テハ之レヲ島役所ニ出スヘシ
- (4) 一、目録ハ総テ式通ヲ作り地役人ニ於テハ壺通ヲ府庁ニ出シ名主一式引受人ニ於テハ壺通ヲ島役所ニ出スヘシ
- (5) 一、島又ハ村々公有記録ノ中若シ其島又ハ村々ニ於テ別ニ保存スルモノアルトキハ此際目録ヲ添ヘ一旦之ヲ地役人名主一式引受人ニ引継キ地役人名主一式引受人ヨリ更ニ其者ヲシテ保存セシメ其証ヲ取り置キ転免等ノ節ハ其他ノ諸記録同様其証書ヲ引継クヘシ
- (6) 一、以上諸記録中殊ニ緊要ナルモノハ平素別筐ニ納メ非常ノ節持退ニ支障ナキ様豫テ措置スヘシ
- (7) 一、名主一式引受人ヨリ出シタル目録ハ官員ヲ派出検閲セシメ或ハ検閲ノ為メ府庁ニ出サシムルコトモ之レアルヘキニ付地役人ニ於テハ逐次編纂臨時支障ナキ様措置スヘシ
- (8) 一、私有ノ記録ト雖トモ後來其島又ハ村々ノ考証トモナルヘキモノハ漸次謄写ノ上島役所村役場ニ備置クヘシ若所有者ニ於テ代価ヲ要セス相納ムルトキハ受納ノ

上之ヲ具状スヘシ

まず、第一条で、明治以降や東京府移管以降の文書類のみでなく、「維新以前ニ係ルモノ」についても、地役人や名主のもとで適切な保存・管理が指示されている。また、第八条では、個人所蔵のものであっても、島役所や村役場の業務等に参考となるものは、謄写して備え置くこととしている。

そして、第二条で、目録の作成と分類番号の付与し、行政組織としてきちんと文書管理を実施するように指示している。

さらに、第三条・第四条では、島役所・村役場で作成・授受される文書について、毎年、島役所を通じて東京府庁へ報告するよう指示している。この条項に従って各役所・役場に備え置かれた帳簿類を報告したものが、後述する明治17年「郡区役所架蔵書目」である。

この「島役所村役場諸記録保存心得」は、八丈島での文書管理に対する意識を高める役割を果たしたといえる。しかし、保存年限についての指示はなく、これが後に問題化することとなった。

ii) 保存年限の設定と廃棄

内地では既に訓令等で保存年限の設定が決められているが、島嶼部では「島役所村役場諸記録保存心得」が出されて以降、未だ保存年限に関する規程が無い状態であった。

そのようななか、明治29年3月25日、八丈島地役人高橋郡之助より内務部長東京府書記官山県伊三郎宛に、文書の廃棄について伺いが出された²⁰。

その内容は、「島役所村役場諸記録保存心得」にもとづき「町村公有ノ諸記録図書及維新以前ニ係ルモノト雖モ鄭重ニ保存」することに務めているが、「保存年限御定メ無之故ニ、維新以前ニ係ル書類其他既ニ蠹書ニ係リ、又ハ数年ノ経過ニ因リ字体判明ナリザル書類ニシテ、保存ノ効力無之ト思量致候書類」のように、明治25年12月24日に郡町村へ出した訓令「町村簿書編纂及保存規程」²¹（東京府訓令第43号）等を照準し、廃棄すべき年限を経過したのものも多くある。これらの文書の処置方法について確認したものである。

この伺いに対して、明治29年5月5日、内務部長より八丈島地役人へ回答が送られた。その内容は、先の「町村簿書編纂及保存規程」に照準して、保存年限を経過した書類は廃棄して良いというものであった。

大正7年（1918）1月31日東京府訓令第2号「町村簿書編纂及保存規程改正」²²では、さらに保存年限や簿書類別の細分化がなされている。

八丈島を含む東京府の島嶼部の島役所や村役場では、内地より少し遅れて文書管理の規程が制定され、制度的な文書管理が実施されるようになった。その一方で、これを機に、利用価値が低いと判断された書類や損傷の激しいものが大量に廃棄される危険性が生じたのである。これら明治期の文書管理規程をもとに、八丈島での文書管理が行われるとともに、近世文書の保存・廃棄も行われることとなり、現在にまで継承されている近世文書の構成をも規定することになったといえよう。

2 役場で継承される近世文書

①明治17年「郡区役所架蔵書目」

明治16年（1883）10月布達「島役所村役場諸記録保存心得」の三ヶ条目を受けて、島内各村役場に備え置いている書類・書籍等のリストを取りまとめ、島役所分と合わせて1回目

の報告「明治十五年ヨリ同十七年マテ 郡区役所架蔵書目」が東京府へ提出された²³。

初回となる明治18年1月の報告は、明治17年末まで役所・役場に保管されている文書類全てをリスト化し、次年以降は基本的に新規に作成・授受し保管することになったもののみが報告される。そのため、初回報告分をみることで、各役所・役場で保管している近世文書を確認することができるのである。

各村から提出されたリストは、a明治17年までに作成・授受・保管してきた文書類、b図書や什器の2部で構成されている。記載方法はほぼ統一されているが、作成年月日の記載や文書類の把握の仕方など、村によって精度に差はある。

ここでは本稿の目的に合わせ、「架蔵書目」のうち、近世文書を含むa明治17年まで役所・役場で作成・授受・保管してきた文書類に限定し、島役所のものを第1表に示した。

八丈島役所では、さまざまな業務に関する近世文書が、役所文書として備え置かれている。

【第1表】「備置諸記録届書」（八丈島役所）

分類番号	書名	範囲	点数	備考
○ 甲	御用書留并出京御用留	享保10年-明治17年	133冊	
○ 乙	日誌留并御用留日誌	寛政7年-明治17年	67冊	
○ イ1号	貢租八丈合織・同帯織御稿本	天保4年製	10折1包	
○ イ2号	貢租御稿本永鑑帳	天保12年製	2冊	
○ イ3号	貢租及御控織諸書類	享保12年-明治17年	73冊	
○ イ4号	青ヶ島貢租代価受渡帳	明治8年-17年	1冊	
○ ロ1号	御助成御困金穀糸書類	天明元年-明治10年	17冊	
○ ハ1号	流罪人御証文并御赦死亡其他書類	慶長11年-明治15年	126冊	
○ ニ1号	各村田畑ニ関スル書類	寛永15年-明治17年	59冊	
○ ニ2号	各村夫役并五人組合其他書類	享和元年-明治17年	66冊	
○ ニ3号	各村回文留	享和2年-明治8年	16冊	
○ ホ1号	他島書状留	寛政5年-文政11年	3冊	
○ ヘ1号	浦賀手形留	文化3年-文政2年	2冊	
○ ト1号	各村神社仏閣寺院書類	寛政10年-明治16年	16冊	
○ チ1号	各村吏員任免請印書類	寛政10年-明治17年	22冊	
○ リ1号	八丈島小島青ヶ島戸籍帳	明治10年製	13冊	
○ リ2号	各村戸籍ニ関スル書類	明治5年-17年	22綴	
○ ヌ1号	各村学校ニ関スル書類	明治4年-17年	13綴	
○ ル1号	金額其他受取渡書類	寛政10年-明治17年	9冊	
○ ヲ1号	出百姓并便船願寄留届書類	文化8年-明治17年	22綴	
○ ワ1号	犯罪書類并天保年中仕置留	寛政6年-明治17年	25綴	
○ カ1号	大賀郷三ツ根村境論書類	文化4年・嘉永元年・安政7年	1結	
○ ヨ1号	島方仕置留	寛保2年-宝暦8年	1冊	
○ タ1号	武器御渡方書類	文化5年-明治10年	6冊	
○ レ1号	極難渋ノ者調及御手当割渡書類	文政10年・天保9年・弘化3年・明治2年	4冊	
○ レ2号	各村長寿ノ者取調書上書類	文久3年・明治2年・4年・5年・7年	5冊	
○ ソ1号	各村印影留	明治8年-13年	6綴	
○ ツ1号	各村民費書類并割付帳共	明治10年-17年	10冊	
○ ネ1号	各村物産書類	明治9年-17年	17綴	
○ ナ1号	各村漁船廻船書類	文政8年-明治17年	8冊	
○ ラ1号	各村牛馬鑑札願書類	明治11年-17年	2冊	
○ ム1号	変死及出火書類	文政6年-明治17年	14冊	
○ ウ1号	御指令書及御達書類	明治9年-17年	9冊	
○ ウ2号	御渡海御達シ差出書類	明治9年、11年、15年	3冊	
○ ヌ1号	府庁ヨリ各村学校へ備置金書籍受渡帳	明治11年-12年	1綴	
○ キ1号	刑事諸窺書類	明治15年-17年	1綴	
○ キ2号	既決犯罪表綴込	明治15年-17年	1冊	
○ キ3号	刑事ニ係ル喚出簿	明治15年-17年	1冊	
○ キ4号	雑件書類	明治16年-17年	1冊	
○ ノ1号	本件書類	明治16年-17年	2冊	
○ オ1号	民事裁判訴状簿	明治16年-17年	2冊	
○ オ2号	民事ニ係ル喚出簿	明治16年-17年	1冊	
○ ク1号	勸解経理書類	明治15年-17年	1冊	
○ ク2号	勸解書類	明治17年	1冊	
○ ク3号	勸解願請取録	明治15年-17年	1冊	
○ ク4号	勸解喚出名簿	明治15年-17年	1冊	
○ ク5号	勸解越件書類	明治17年	1冊	
○ ヤ1号	警察報告書原稿并喚出人録	明治11年-17年	2冊	
○ マ1号	監視人各所往復書類	明治15年-17年	1冊	
○ マ2号	監視人出頭控	明治15年-17年	1冊	

東京都公文書館調査研究年報（2019年 第5号）

分類番号	書名	範囲	点数	備考
ケ1号	違警罪犯罪書類	明治15年-17年	2冊	
フ1号	盗難届書受付書	明治15年-17年	2冊	
コ1号	遺失物品受渡調帳	明治17年	1冊	
エ1号	勸業書類	明治15年-17年	1冊	
テ1号	御貸与洋牛書類	明治12年-17年	1冊	
ア1号	具状録	明治16年-17年	1冊	
○サ1号	非常心得方請証文	弘化3年製	1冊	
○キ1号	龍眼樹并椎茸植付方仕方書	弘化3年製	3冊1綴	
ユ1号	耕地瀑布飲水取調書	明治10年書上	1冊	
メ1号	維新以前役員取調書	明治14年書上	1冊	
ミ1号	風災御届救助拝借願書	明治8年-10年	3冊1綴	
シ1号	願書伺雑書綴込	明治15年-17年	20冊	
ケ2号	犯罪人違警罪取扱手續書	明治15年-17年	1冊	
エ1号	東京出シ書類番号帳	明治16年-17年	1冊	
エ2号	東京出シ書類目録簿	明治15年-17年	1冊	
ヒ1号	島役所筆墨紙其他遺払帳	明治10年-17年	1冊	
ヒ2号	同(島役所)諸出シ物各村割付帳	明治10年-17年	1冊	
ヒ3号	同(島役所)注文物品請取簿	明治12年-17年	1冊	
ヒ4号	同(島役所)用品買入附立簿	明治10年-17年	1冊	
ヒ5号	同(島役所)用炭薪請取簿	明治10年-17年	1冊	
ヒ6号	同(島役所)筆墨紙其他各村へ貸与同(各村)借受共	明治12年-17年	1冊	
ケ3号	同(島役所)拘留人及出京犯罪人日誌簿	明治17年	1冊	
モ1号	各所来往書類綴込	明治15年-17年	1冊	
セ1号	島方取締ノ儀ニ付談書	年号無之	1冊	
○ス1号	漂着船難破船御船破船書類	元文4年-明治17年	30冊	
ケ4号	違警罪科料取立簿	明治15年-17年	1冊	
ン1号	徴発物件表書類	明治17年	1冊	
○トモ1号	当島御改正ニ付伺申渡書	寛政10年-11年	2冊	
コト1号	名主会議録	明治15年-17年	1冊	
	八丈島年表	人皇7代孝靈天皇明治17年	1冊	
○	服忌令書	元禄6年製	1冊	
○	伊豆国島々大概帳 但シ三宅御蔵無之	天明8年写	1冊	
○	八丈島寛政法令		1冊	
○	園翁交語高閑慎集記	天明年中	1冊	
○	南方海島志	寛政3年製	1冊	
○	全島年代記	寛政10年迄	1冊	
○	八丈島大概帳	文化11年製・明治元年製	2冊	
○	八丈島明細帳	弘化3年製	1冊	
○	官令簡明目録	慶応3年-明治10年	1冊	西洋綴書籍
	類聚目録 甲乙		2冊	西洋綴書籍
	類聚法則統編目録	明治12年	1冊	西洋綴書籍
	類聚法規 1類-20類		7冊	西洋綴書籍
	現行同(法規) 上下		2冊	西洋綴書籍
	対合官令新誌 前編後編		6冊	西洋綴書籍
	官令新誌 前編1月-6月		1冊	西洋綴書籍
	治罪法註釈		1冊	西洋綴書籍
	地所処方公布類纂		1冊	西洋綴書籍
	税法類編		1冊	西洋綴書籍
	新律綱領改正條例改定律例沿革摘要		1冊	西洋綴書籍
	地方新令類纂 乾坤		2冊	西洋綴書籍
	規則類纂 甲乙		2冊	西洋綴書籍
	警視類聚規則 乾坤		4冊	西洋綴書籍
	国立銀行條例附成規		1冊	西洋綴書籍
	民事成文律類纂 上下		2冊	西洋綴書籍
	刑法義解 2-8		6冊	西洋綴書籍
	刑法治罪法附典類聚		1冊	西洋綴書籍
	警保全書		1冊	西洋綴書籍
	官令新誌 1号-12号		21冊	西洋綴書籍
	官令全報 79号1冊 78号2冊		3冊	西洋綴書籍
	官報令誌		1冊	西洋綴書籍
	陸軍海軍刑法		1冊	西洋綴書籍
	六門系統解剖図		2冊	西洋綴書籍
	警視本署布達全書		3冊	西洋綴書籍
	警視庁布達全書		1冊	西洋綴書籍
	貨幣例目		1冊	西洋綴書籍
	薬用動物篇		1冊	西洋綴書籍
	新式化学		10冊	西洋綴書籍
	物理階梯		6冊	西洋綴書籍
	大全正字通字引		1冊	西洋綴書籍
	玉篇大全		1冊	西洋綴書籍

*左端欄の「○」は、近世文書を含むもの。

特に分量の多いものを挙げると、御用留など公務日誌（甲・乙／享保期から明治まで継続的／200点に及ぶ）、各村の土地など基礎帳簿（ニ／寛永期から明治まで継続的／140点に及ぶ）、租税関係（イ／享保期から明治まで継続的／80点近い）、漂着船関係（ス／元文期から明治期まで継続的／30点）がある。そして、流人関係（ハ／慶長期から明治まで継続的／126点）があった。その他の業務に関しても、享和・文化期以降の近世文書が継続的に残されていたといえる。

次に、八丈島の各村役場をみると、「田畑字限帳」、「田畑名寄帳」、「山畑反別帳」、「越石帳」、「田畑貢租盛附帳」、「年貢仕出帳」、「御稿本永鑑帳」といった、税賦課に関係するものがほとんどである。

各役所・役場によって近世文書の保管量に差はあるが、特に島役所に種類・点数ともに大量の近世文書が残されていることがわかる。

八丈島役所に備え置かれた近世文書の内容が多方面に及んだ要因は、前項でみたように、八丈島の行政組織において、近代以降も島役所および地役人が島内外に対して、八丈島全体を統括する役割を担っていたこと、また、近代以降も長く近世以来の地役人制度が採られていたことによるといえる。

一方、各村役場に備え置かれた近世文書に共通することは、租税に関係する基礎台帳、特に近代日本の主たる税といえる地租に関係する土地台帳に限られていることであろう。

本稿との関わりでいえば、流人関係の近世文書は、島役所で大量に所蔵されていたのに対し、村ではわずかに大賀郷に嘉永期以降の流刑人書上帳13点が備え置かれているのみである。この差も、明治になっても存在した流人の管理を島役所が管轄していたことに由来すると考えられよう。

なお、「郡区役所架蔵書目」の分類番号は、現存する文書には確認できない。そのため、文書類とリストとを照合して、継承や分散の過程を伺うことはできない。

②明治33年「書類目録」に含まれる近世文書

明治33年の東京府による八丈支庁設置に伴い、地役人制度が廃止された。それに伴い、八丈島地役人高橋郡之助より東京府へ、島役所の敷地、建物、備品が寄付された²⁴。

敷地；八丈島大賀郷、1町4畝24歩、八丈島共有地

建物；「建物目録」（島役所、人民控所、大便所）

什器；「器械器具目録」

書類；「書類目録」

このうち、「書類目録」は、基本的には図書類で構成されている。主なものは、各種法律注釈書、判決録、各国法典関係書、法規、戸籍・学事・租税関係書、官報、法令全書、東京府布令類纂、各省庁布告達などである。

この「書類目録」には、明治17年の八丈島役所「備置諸記録御届書」に収録されている文書類の一部も含まれている。ただ、明治17年段階では島行政の参考文書として大量の文書類が把握されていたのに対し、明治33年段階では数点が島役所に付随する「書類」として把握されているのみである。それは、「八丈実記」（35冊）、「園翁交語」、「八丈島年表」、「八丈島古文書」、「寛政法令」、「全島大概帳」、「八丈島大概帳」、「御代官ヨリ御尋ニ付請書」の

8種42冊である。これらの表題は1948年の調査で確認されていることから、実態は八丈支庁で流人アーカイブスとともに管理されていたことといえよう。

当館で所蔵している八丈島流人アーカイブズの多くには、もとの表紙への追記もしくは新しく装丁した表紙に、「島役所蔵」「東京府八丈島役所蔵」「事務所」と記載されている。また、現存する八丈島流人アーカイブズは、後述するように合冊や分冊などが確認できるため正確ではないが、約120点の文書から構成されていると考えられる。さらに、明治17年以降に作成・授受された文書を含まないことから、第1表の分類記号「ハ1号」の「流罪人御証文并御赦死亡其他書類」126点に該当し、ほぼそのまま継承しているといえることができる。

ちなみに、「郡区役所架蔵書目」にリストアップされた膨大な量の近世文書は、現在その大部分が所在不明となっている。廃棄、自然災害や戦災、単に公になっていないだけなどの理由も考えられるが、八丈島流人アーカイブズだけほぼ完全な形を保って残されているのは不自然ともいえる。このことは、八丈島役所で保存された近世文書のうち、流人関係の文書のみが意図的に抽出され、当館へ移管されたことを窺わせる。

3 修復と文書の形態上の改変

現存する文書や書籍に記された文書管理の痕跡、また仕立て直しや修復などによる形態の改変についてみてみたい。記述された内容だけでなく、史料自体から読み取れる情報も史料および史料群を理解する上で重要な手がかりとなる。

①文書にみる管理の痕跡

まず、現存する八丈島流人アーカイブズ、つまり旧八丈島役所保管文書に残された情報から、島役所での文書管理についてみてみたい。

i) 島役所での分類番号

現存する文書には、朱書きや墨書きで分類番号が記載されている。ただし、先述したように、明治18年（1885）1月に東京府へ提出された「郡区役所架蔵書目」での分類番号、つまり明治17年段階で使用されていたものとは異なる。分類番号は、下記の5通りである。

- a 朱書き「第一四五号」「第一四六号」「第一四七号」「第一四八号」…
- b 朱書き「一五八」「一五九」「一六〇」「一六一」…
- c 朱書き「庶み壺号」「警は一号」「刑り一号」「ヲ発 六〇号」…
- d 墨書き「もは一〇号」
- e 墨書き「式四参号」

特に、分類番号a・b・cは多くの文書に付与され、連番やカテゴリーなどまとまりを持つことから、島役所での文書管理で広く用いられたものと考えられる。ここでは参考のため、各分類番号の関係性について示しておく。

・「清国漂流書類 慶応二年寅年、南天竺漂流記 文政十二年」

（江戸明治期史料・656-8-1-8、東京都公文書館所蔵／以下、史料番号のみ記す）

この史料は、もともと別個であった写本を、のちに合冊したものである。写本2冊にはそれぞれ表紙が2つずつ装丁されているが、分類番号もそれぞれに付されている。慶応2年（1866）『清国漂流書類』には、古い表紙に朱書きで「三〇一号」、新しい表紙に朱書きで「警

た巻号」と記されている。このことから、明治18年以降のある段階で「三〇一号」という分類番号bが採用され、さらにその後、「警た巻号」という分類番号cへ変更されたことがわかる。

・「流人御赦免并死亡覚帳」（656-8-2-1-1～5）

現在の史料番号の順に、現代になって装丁された墨流し柄の表紙に記された表題（書外題）と、内側の表紙に付されたa・bの分類番号を挙げると、下記の通りである。

- 1 「流人明細帳 五冊之内巻」；「第一四七号」「一五八」
- 2 「流人明細帳 五冊之内二」；「第一四六号」「一五九」
- 3 「流人明細帳 五冊之内三」；「第一四五号」「一六〇」
- 4 「流人明細帳 五冊之内四」；「第一四八号」「一六一」
- 5 「流人明細誌 五冊之内五」；「第一四九号」「一六二」

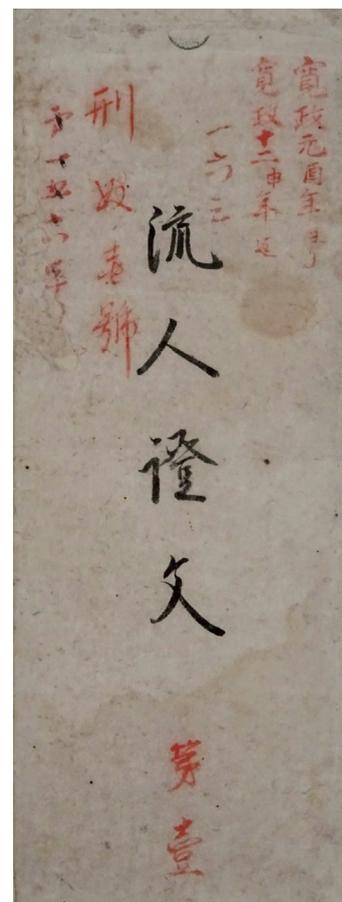
分類番号に着目すると、分類番号aは1から3へ番号が小さくなり、4・5で逆に番号が大きくなるというように、史料の年代順に並んでいない。一方、分類番号bは、年代順に番号が並んでいる。これらのことから、前者aが先に付され、その後の再整理で年代順に並べ直され、改めて分類番号bが付されたと推察される。

・「流人証文」（656-8-3-4-1～5、656-8-3-5-1～5）

この「流人証文」では、a・b・cの3つの分類番号が確認できる（画像2）。

- | | | |
|------------|---|--------------------|
| 「流人証文 第巻」 | ； | 「第一五六号」「一六三」「刑ぬ巻号」 |
| 「流人証文 第弐」 | ； | 「第一五七号」「一六四」 |
| 「流人証文 第参」 | ； | 「第一五八号」「一六五」「刑ぬ弐号」 |
| 「流人御証文 第四」 | ； | 「第一六二号」 |
| 「流人証文 第六」 | ； | 「第一六〇号」「刑ぬ参号」 |
| 「流人証文 第七」 | ； | なし |
| 「流人証文 第八」 | ； | 「第一六一号」 |
| 「流罪人送状」 | ； | なし |
| 「流人証文」 | ； | 「第一五九号」 |
| 「流人証文」 | ； | なし |
| 「流人証文 第九」 | ； | なし |
| 「流人証文 第拾」 | ； | なし |
| 「流人証文」 | ； | なし |

前の事例と同じように、表題の朱書きの通し番号（「第巻」…）と分類番号との並びが一致していないこともわかる。「流人証文 第六」をみると、朱書きで「第一六〇号」「警ぬ四号」と記されていたが、のちに墨で前者は抹消線が引かれ、後者は「刑ぬ参号」に訂正されている。このことから、まず再整理の段階で並び直されて、朱書き通し番号や分類番号aが付



画像2 流人証文 第巻

され、その後に分類番号cが付されたと推察される。

明治17年段階では「流罪人御証文并御赦死亡其他書類」126点と大雑把に把握していたため、個別史料に分類番号を付与する段階で齟齬が生じたことを反映した結果といえよう。

以上のことから、各々が付与された年代は不明だが、分類番号はa→b→cの順番で変遷したとあってよいであろう。

ii) 文書管理

現存する文書には、近代において表紙を装丁したり、複数の表紙を持つもの、合冊されたものなど、文書管理の痕跡が残されている。ここでは、そのうちのいくつかを紹介する。

【明治17年頃の文書管理】

・「寛延二年 御代官ヨリ御尋ニ付請書」(656-8-6)

裏表紙見返しに「此原本ハ当役所古諸書物之中ニ有之、綴モ切レ離レ大虫喰ヒニシテ裏打モ相成難ク、依テ写シ取置者也 于時明治十七年十月」とある。明治17年10月といえれば、まさに前年末に布達された「島役所村役場諸記録保存心得」にもとづき、役所内で保管していた書類を調査し、リストアップしている最中であつた。つまり、この「当役所古書物之中ニ有之」とは上記のことを指し、調査時に当該史料を再発見し、修復を施したと判断できる。

・『園翁交語』(656-8-1-4)

『園翁交語』は、別名『女護島高閔慎集記』と称し、八丈島の歴史や風俗をまとめたものである。島役所から都政史料館へ移管された『園翁交語』には、裏表紙見返しに「于時明治十九年十月写之 三ツ根村高橋鍬之助殿家蔵ニシテ元自分祖父ノ集記也 書記高橋與一」と記されている。

『園翁交語』は、明治17年「備置諸記録御届書」に収録されているが、明治19年に書写されたものが明治17年段階でリストアップされることは不可能なので、両者は別のものであることがわかる。この史料は、史料目録などから複数の存在を確認することができるが、対応関係は不明である。

明治17年「島役所村役場諸記録保存心得」の布達と、それに準拠した文書管理の実施は、八丈島役所の文書管理体制と意識とに変化を与えたと評価できる。

【装丁】

・「清国漂流書類 慶応二年寅年、南天竺漂流記 文政十二年」(656-8-1-8)

先述したように、それぞれ表紙を持つ2つの写本を合冊し、新たに表紙を付したものである。前者に「警た壺号」、後者に「警へ壺号」と表紙に朱書きで分類番号が記されており、近代以降もある時期までは、別々のものとして島役所で管理されていたことがわかる。この史料は、1960年（昭和35）の東京都教育委員会の調査ではどの史料群にも収録されておらず、この後に発見され、追加で都政史料館へ移管されたと推察される。

・灰色表紙A

「流人科書」（656-8-2-5-1～4）の四点は、年代順に帳面を足しながら書き継がれた同一の史料と判断できる。1冊目の表紙見返しには、「本綴ハ昭和八年整理セルモノナルモ、中ニ脱落セルモノ及文字不明トナリタルモノアレハ、流人数トハ合致セス」と記されている（画像3）。この記述から、少なくとも、この「流人科書」は昭和8年（1933）に再整理を受けたことがわかる。これと同装丁と考えられるものとして、「自文政至慶応 流人尊奉請書」（656-8-2-9-2）と、「自文政至慶応 流人吟味役名」（656-8-2-9-3）がある。

・灰色表紙B

八丈島流人アーカイブズの多くに、近代以降に付された灰色の表紙が装丁されている。色だけでなく、表紙上の記載方法も同一といえ、大規模な文書再整理が行われたと判断できる。灰色表紙Bが装丁されているのは、下記のものである。なお、表題は、一番外側の墨流し柄表紙ではなく、内側の灰色表紙に記されたものである。

「末吉村 流人在命帳」（656-8-2-9-1）

「明治五年現在各村分 八丈島流人在命帳」（656-8-2-9-4）

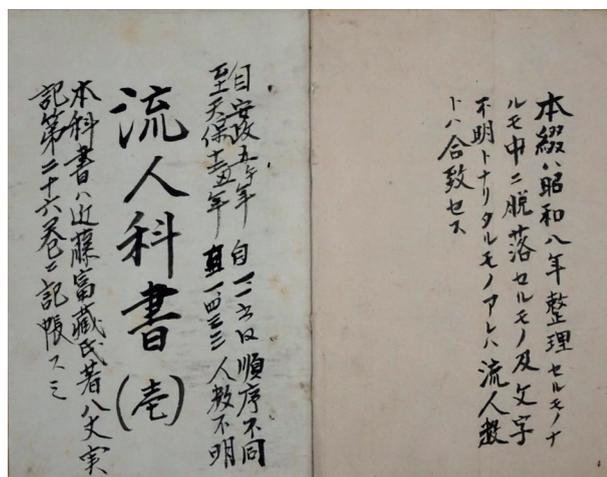
「大賀郷三根小島 流人在命帳」（656-8-3-1-1）

「檜立村 流人在命帳」（656-8-3-1-2）

「中之郷村 流人在命帳」（656-8-3-1-3）

画像4のように、中央に大文字のタイトル、右側に合冊された個別文書の年代と総計が記されている。これらは、近代以降のどこかの段階で、村、年代、内容ごとにまとめて合冊したものと考えられる。また、合冊された史料のなかには、個別の表紙に分類番号a・bが付されているものが複数あることから、合冊されたのはそれらの分類番号が付された後のことといえよう。さらに、「檜立村流人在命帳」には、明治22年（1889）「収受文書」という簿冊の表紙のみが綴じ込まれている。素直に受け取るならば灰色表紙Aと同時期の整理と考えられる。

この灰色表紙は、紙質や欠損状況からも、ある程度の時間が経過したものと考えられる。



画像3 流人科書



画像4 流人在命帳

②史料目録の比較にみる形態の改変

当館所蔵の八丈島流人アーカイブズに関する史料目録は、次の6点が存在する。

- a 「八丈支庁に保存されている文書」²⁵（1950年1月）
- b 『資料図書仮目録1』のうち「和装本 地誌 島嶼関係」²⁶（1951年10月）
- c 「八丈島民政資料目録」²⁷（1960年2月）
- d 「都政史料館保管文書」²⁸（1960年3月）
- e 「八丈島・青ヶ島関係古文書目録」²⁹（作成年月不明）
- f 「東京都公文書館情報検索システム」（現在）

史料目録cは、dを含む報告書を編集するにあたり、当館で作成した当館所蔵分の史料目録である。また、eは、c・dに無い史料、つまり、1958年の東京都教育委員会による調査で洩れた史料もしくはその後に追加された史料を含めて、当館で作成し直した史料目録である。fはbをもとに作成し、eで補完したもので、最新版といえるものである。作成時期と目的によって大きくは、a・b、c・d、e、fの四つに区分することができる。

これらを比較すると、特に形態や点数に違いのあることがわかる。ただし、ほぼ同時期に作成された目録c・dでも、目録cでは「一冊（合綴）」とあるのに、目録dでは個別に「豎1冊」とカウントされているものもある。

また、先述した灰色表紙Bが付された史料を見ると、表紙に記された収録史料年代には記載がなく、目録c・dでも未収録だった史料を含めて合冊されているものがある。つまり、現在同一形態で装丁・合冊されているものでも、一貫して合冊されていたことと、目録cでは合冊されたものが、目録dでは一度分冊され、目録eで未収録のものを加えて再び合冊されたというこの両パターンが想定でき、辿った管理状況をどちらか一方に統一して理解することができないのである。

そのため、各史料目録が作成された時点での状況を確認できないことや、少し前まで現在のような史料学・アーカイブズ学にもとづく史料把握と史料目録作成が行われていなかったことを踏まえれば、単純な比較はできないことに注意を要する。ただ、形態（冊、合綴など）を書き分けていたことを考慮すると、形態改変の推移について大まかな検証は可能と考える。

史料目録上での形態の改変は、次の2パターンが確認できる。

【分冊→合冊→分冊】

- ・「流人御赦免并死亡覚帳」は現在、5冊（656-8-2-1-1～5）に分れている。各冊には「事務所」によって表紙が付され、「五冊之内一」のように分冊数が記されている。近代になっても個別の史料として取り扱われていたことがわかる。史料目録での表記をみると、目録aでは「5冊」とある。一方、目録cでは1レコードで「5冊（合綴）」、目録dではそれぞれ別個に目録がとられているが、数量は「豎1冊」のうしろに5冊まとめるかたちで「合綴」と記されている。つまり、目録c・d段階では合冊されていたことが読み取れる。現在は表紙を基準に再分冊されたということになる。

【合冊→分冊→合冊】

- ・「流人在命帳 中之郷」（656-8-3-1-3）は現在、11点が1冊に合冊されている。灰色表紙Bには10冊分の年代が表記されている。つまり、近代では個別の史料を合冊して保管していたのである。目録cでは1レコードで「天保十二年中之郷その他」として「一冊（合綴）」となっているが、目録dでは10冊分それぞれレコードがとられており、「合綴」とは記されていない。つまり、目録cでは合綴とされたものが、目録dでは分冊とされているのである。なお、目録aでは、「中之郷流人在命帳 天保十二年（中略）明治九年計十冊 合本」1冊とあるので、合冊されていたと判断してよいであろう。ただ、問題となるのは、現在、灰色表紙Bの収録史料年代のところに記載のない明治期のものと思われる榎立村の「流人在命帳」がここに合綴されていることである。これは、目録dと目録eの間で、一度解体され、榎立村のものが混入したまま再度1冊に合綴されたことを想定させる。
- ・目録cには「流人在命帳 安政二年中之郷その他」があり、数量は「二十二冊（合綴）」となっている。しかし、目録dでは、1点ごとに採録されて流人在命帳全体が編年順に並べ替えられており、合綴の状態は窺えない。目録dでの24冊が目録cの22冊（カウントミスか）に該当すると考えられる。ところが、目録eと比較すると、「安政三辰年 浮田一類在命流人書上帳 大賀郷」（656-8-3-3-1）6点合冊、「安政二卯年 流人在命帳 榎立村」（656-8-3-3-2）2点合冊、「安政六未年 浮田在嶋流人在命帳 三根村」（656-8-3-3-3）6点合冊、「安政四巳年 浮田一類在命流人書上帳 大賀郷」（656-8-3-3-4）5点合冊、「安政五午年 浮田一類在命流人書上帳 大賀郷」（656-8-3-3-5）5点合冊、以上の24点（5冊）に該当すると判断できる。さらに、656-8-3-3-1は、目録e以降に流人在命帳2点を加えて再度合冊され、現在は8点で1冊となっている。つまり、目録cの段階までは24冊が1冊に合綴されていたが、一度分冊されて5冊に改変、さらに再度一つが解体され、新たに2点を加えて、5冊に合綴し直されたことになる。

以上のことから、近代以降の文書管理の過程で、複数回の形態上の改変が加えられたことがわかる。なかでも、合冊されていたものが分冊されたり、その後に分冊前と同じかたちで再合冊される場合と、別のかたちに改変される場合とがあったことがわかる。

③東京都公文書館における修復

川崎房五郎氏により作成された史料目録aを基準に、それ以降の形態上の改変については、当館（東京都教育委員会を含む）における修復と判断してみたい。

当館所蔵分は、もともと虫損や水損等による甚大な破損を伴うものが多かったため、裏打ちやリーフキャストによる修復が行われた。ただ、修復を行った時期や方法など、現在のところ記録を確認することができていない。

参考になる情報として、「八丈実記」の翻刻本の附録をみると、「本書の原本は四十五年度国の重要文化財に指定されました。都公文書館（前の都政史料館）では目下原本を補修しております。」³⁰、「原本が国の重要文化財に指定されるのと前後して、都の公文書館では二年がかりで補修作業を完了しました。」（以上、原文のママ）³¹と記されており、情報の信憑性に疑問もあるが、1970～71年度に集中的な修復が行われたことを窺わせる。

現在、八丈島流人アーカイブズには、墨流し柄の表紙が装丁されている。東京都教育委員

会が行った「三宅島流罪人名帳」の修復事業では、修復後に墨流し柄の表紙が新たに装丁されていることがわかる。この史料は八丈島流人アーカイブズではないが、装丁を考える際の参考情報にはなろう。また、「八丈島古文書類」³²は、墨流し柄の表紙を持たないが、同じく東京都教育委員会により1978年（昭和53）に補修（同年9月補修納入）が行われたことが裏表紙見返しに記されている。現在に至るまで、大小規模の修復が数度行われたと窺える。

その修復の過程においても、形態上の改変が行われた。大きくは、i 複数の文書を合冊した文書を、1点ごと別個に再装丁されたもの、ii 1点ごと別個であった複数の文書が、合冊されたもの、iii 1点の文書が、複数に分割されたもの、という3つのパターンである。前項においてi・iiに似た事例は触れたため、ここではiiiの事例を2つ紹介しておく。

・「明治六年流人一件出島控」（656-8-2-6-1～3）

現在は上・中・下の3つに分割され、共通して墨流し柄の表紙が装丁されている。また、上巻にはこれ以外に2つの表紙が装丁されている。一つは作成当時の「流人一件出島控 八丈島」、もう一つは「明治六年 流人一件出島控 東京府八丈島役所」である。八丈島が明治11年に東京府へ移管されたことを考えると、後者はそれ以降に装丁されたといえる。一方、中巻・下巻に表紙はなく、分割されたことを伺わせる情報もない。また、目録a「流人一件」および目録d「流人一件出島控（島抜関係書類一括綴）」と、ともに1冊と記載されている。目録eでは三分割となっていることから、当館での修復の際に、厚さを考慮してか、もともと一つの史料だったものを分割したといえる。

・「従明治五年 諸一件帳」（656-8-2-8-1）「明治六年 榎立村徒党一件」（656-8-2-8-2）

現在、史料番号は連番となっているが、異なる2つの史料として登録されている。一方、前者「諸一件帳」には島役所時代の表紙および分類番号が付されているが、後者「榎立村徒党一件」にそれらはない。この二つ史料は、目録aには収録されておらず、目録cでは「諸一件帳（表紙に明治3年とあり）」 1冊とのみ記載されている。前者の冒頭には作成当時の細目が付されているが、「明治六年 御高札写」で終わっており、「榎立村徒党一件」は見られない。ただ、綴口のノド部を見ると、丁ごとに墨書きで通し番号が付されており、前者が「一〇二」で終わり、後者の本文が「一〇四」から始まっていること、内容は同一であることを合わせて考えると、もとは一つの帳面であったことがわかる。つまり、「流人一件出島控」と同じく、当館での修復の際に分冊されたと判断して良いだろう。

近代以降の文書管理のなかで、複数の分類番号の付与や表紙の装丁など、何度かの文書管理方法の改訂が確認できる。分類番号の変遷を追うと、はじめは史料の並びと分類番号の順番に齟齬が生じていたが、次第に一致するように改訂されており、確認と整備を伴う文書管理の変更が行われていたことが窺える。

形態も、i 複数の個別史料を合冊、ii 合冊されたものを分冊、iii 複数の個別史料を合冊したものを再度分冊、iv 合冊されたものを分冊し再度合冊、v 個別史料を複数に分冊、という5通りが確認できる。島役所で半現用文書として管理された段階から、八丈支庁や当館で歴史資料として管理された段階において、文書管理や修復で形態上の改変が加えられながら現在のかたちに至ったことがわかる。

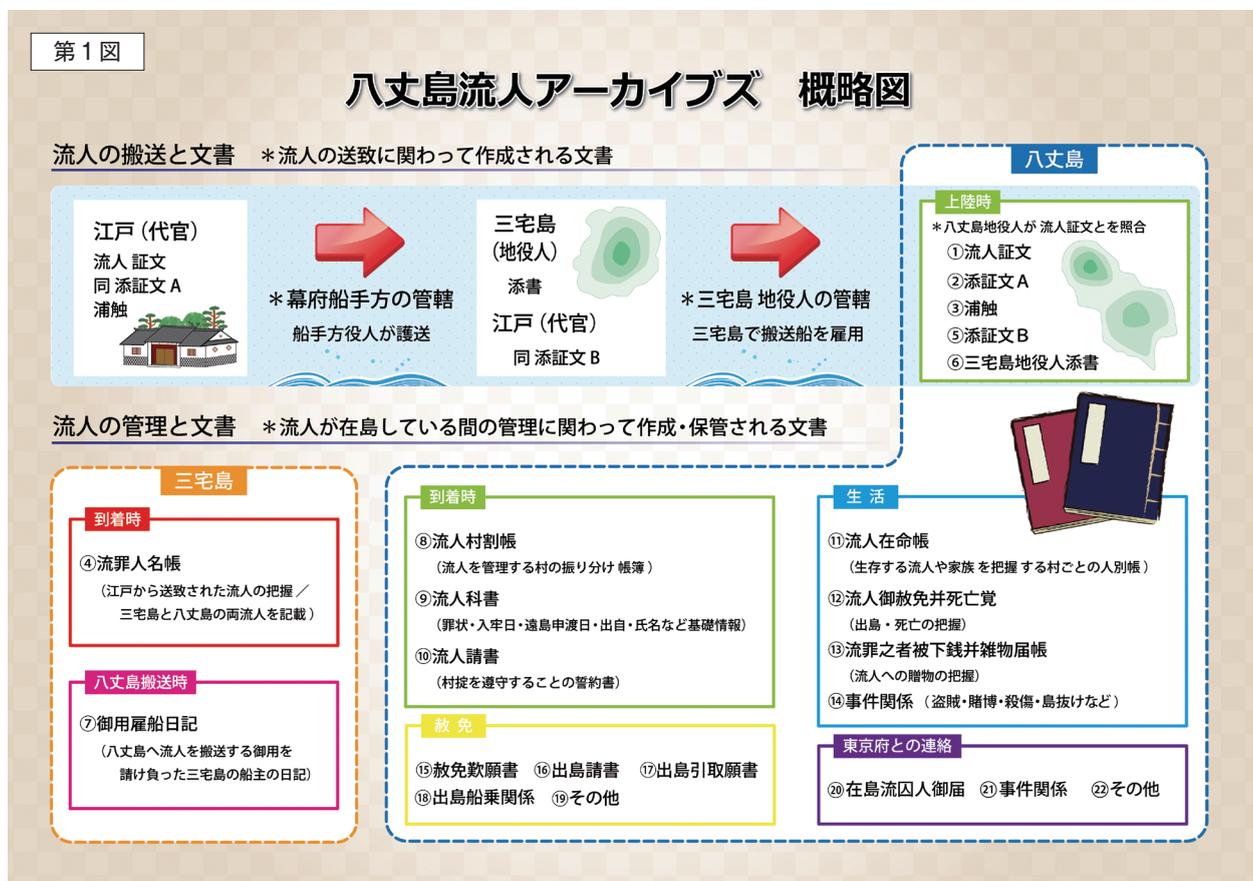
また、八丈島流人アーカイブズは、川崎氏や東京都教育委員会の調査で確認されたものを

基盤とするが、その後も史料が追加されながら構築されたのである。

近世および明治初年までに作成・授受された八丈島の流人関係史料は、現在に至るまでに上記のような文書管理の変遷を経て継承されたものであり、史料を読み解く際にきちんと踏えておく必要がある。

4 八丈島流人アーカイブズ

当館所蔵分の「八丈島民政資料」は82点であるが、合冊された個別史料について一点一点細目をとると、120点になる。その内容も、江戸を発ってから島に到着し、島での生活、そして赦免もしくは死亡するまで、八丈島での流人の管理上で作成・授受される文書をほぼ網羅するものといえる。八丈島には、江戸時代初期より伊豆諸島への流刑が廃止された明治初年まで、流人関係の文書が蓄積されていたのである。そこで、この八丈島流人アーカイブズをもとに、八丈島での流人を取り扱う流れを追ってみることにする。一部、八丈島流人アーカイブズにないものは、先行研究³³を参考に適宜補う。第1図は、八丈島流人アーカイブズの流れを図示したものである。



I 江戸を発つ

各奉行所で遠島を申し渡された場合、小伝馬町の牢屋敷で待機することになる。この間、身寄りのある者には町奉行所から通知し、流人への差し入れを希望する場合は願書の上、出帆前日までに制限内の届物を持ってこさせるという。ただ、届物があるのは少なく、幕府から身分相応の金銭が与えられた。

出帆前日になると、島割帳に基づいて流刑先を申し渡し、幕府よりの金銭、身寄りからの

届物が与えられ、適宜、医師よりの薬が渡される。

出帆当日は、出牢証文によって牢役人が流人の名前、肩書、年齢、入牢日などを確認し、町奉行所与力へ引き渡すという。それから、牢屋敷裏門で伊豆代官の手附へ、船手番所で船手頭へ引き渡される。船手頭は3名で、永代橋、万年橋、霊岸橋に各番所・役屋敷があり、当番の船手番所より出帆することとなる。これまでに作成された書類や、提出された願書は町奉行所など幕府の担当部署で管理されることとなった。

流人船は幕府が手配した民間の船があてられたが、寛政8年(1796)、鉄砲洲に伊豆七島産物の売り捌きや島との交易を担う伊豆七島方会所が開設されると、流人の搬送もこの民間の廻船が担うこととなった。

この流人の搬送に際し、伊豆代官より流人証文、添証文A、浦触の3通が八丈島地役人に宛てて渡される。

①流人証文は、八丈島へ送られる流人の名前・旧居住地・身分・年齢が列記され、代官の文言と続く。奉行所の評決を受けて老中から遠島の裁可が下りた旨の文書が代官へ渡されたので、この証文と照合して警固方より流人を請け取るように指示している。(画像5)



画像5 流人証文(合成)

②添証文Aは、流人証文に添えた文書で、警固役の船手組同心から流人を請け取った上で、請取証文を認めて同心へ渡すことと、送致中に病死した者の取扱方も指示している。

③浦触は、八丈島流人アーカイブズには含まれていないが、後述の三宅島地役人添書(⑥)の記述から、沿海村々に対して布達された触書も、一緒に送られていたことがわかる。島役所では、御用留帳もしくは触留帳に綴じて保管したと考えられる。

流人船は、これらの文書を携え、品川沖での風待ち後に浦賀まで行き、浦賀奉行所において流人証文と流人を照合して改めを行う。そして、三宅島へ向けて大海原に出るのであった。

II 三宅島を經由

流人一行は、まず三宅島に搬送される。これは、三宅島と八丈島の間を流れる「黒瀬川」と呼ばれる激しい海流を乗り切るため、風を待つ必要があったことによる。そのため、八丈島へ送られる流人も三宅島で全員下船し、再び出帆するまで三宅島地役人の管理のもとに置かれた。

④流罪人名帳は、一時的にせよ三宅島に滞在するため、上陸時に三宅島地役人によって流人全員の基礎台帳が作成される。到着した船ごとに「三宅島流人」と「八丈島流人」を分け、流人の名前・旧居住地・身分・年齢のほか、宗門や罪状、遠島申渡日を一人別に箇条書きで記録し、武家や僧侶は花押の自署、庶民らは爪印を押して、記載に間違いがないことを確認している。

そして、八丈島へ向かう際には、①②③に、⑤⑥を加えた5通を携えて出発した。

⑤添証文Bは、伊豆代官から八丈島地役人へ宛てた流人証文の添証文。添証文Aが江戸を発つ際に発給されたのに対し、添証文Bは三宅島を発つ際に発給される。三宅島滞在を経て流人の構成が変わるためか、冒頭に改めて流人の情報が列記されている。

⑥三宅島地役人添書は、三宅島地役人から八丈島役人に宛てた流人証文の添書。伊豆代官からの「流人御証文」1通、「同添御証文」(A・B)2通、「御浦書」1通と、「拙者共添書」1通の合計5通と流人を送るので、流人証文と照合して請け取るよう依頼するもの(画像6)。



画像6 三宅島地役人添書(合成)

⑦御用雇船日記は、三宅島から八丈島へ流人を搬送した御雇船頭らの日記。運搬した流人や物資を記載している。現在、慶応2年「三宅島平十郎船入津浜日記」が三宅島にある。

合計5通(①②③⑤⑥)の証文類は、八丈島到着時に八丈島地役人へ渡され、八丈島で保管された。一方、三宅島役所で作成された帳簿(④)や、三宅島の船頭の日記などは、三宅島で保管されることとなった。前者(④)は大島支庁三宅島出張所を経て、現在は当館で所蔵している。

Ⅲ 八丈島に到着

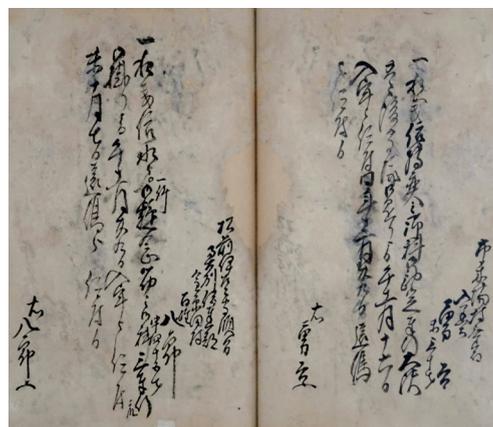
八丈島に到着すると、浜辺において搬送担当役人と八丈島地役人らとの間で流人の引き渡しが行われる。その際、証文と流人とを照合し、地役人からは「請取書」が搬送担当役人へ提出される。

次に、流人を各村に割り当てる村割りを行って⑧流人村割帳が作成され、担当する村の組頭らに連れられて村に向かう。村に着くと、名主宅や村役場などで島の法度や流人の掟などを申し渡され、五人組に預けられる(後に島役所へ出向いた際に法度を聞かされるとも)。

その後、村役場に呼び出され、罪状などを聞いて「科書」が作成される。この科書が全員分揃ったところで、組頭が流人を連れて島役所に出向き、「科書」が地役人へ提出される。上陸直後に流人科書が作成されるとの解説もある³⁴。

これをもとに、島役所に備えた⑨流人科書(画像7)へ追加して綴じられる。流人管理の基礎台帳の一つとして、名前・旧居住地・身分・年齢のほか、罪状、吟味方、入牢日や遠島申渡日を、一人別に半帳ずつ分けて記載している。また、名前の下には、武家や僧侶は花押の自署、庶民らは爪印を押して、記載に間違いのないことを確認している。

⑩流人請書は、冒頭に島掟の条文が配置され、到着した年月日ごとに流人が爪印を押して島掟を遵守することを誓約したもの。



画像7 流人科書

IV 八丈島に暮らす

流刑は無期刑であるため、赦免もしくは逃亡して島を出る以外は、島内で生涯を終えることとなる。ただ、牢屋に入れられることもなく、島民と生活を共にした。また、八丈島へ送られる流人には武士や僧侶、知識人らが多く、新たな知識・技術・情報をもたらし、島の制度、文化、産業に貢献する存在として歓迎もされた。

そのため、島を抜け出そうとしない限り緩やかな措置がとられていた一方、島民と区別してきちんと把握しておく必要があるため、さまざまな場面で文書・帳簿が作成・管理されていた。

⑪流人在命帳は、流人の移動や増減といった実態を把握するため、毎年村ごとに作成される流人の人別帳で、島役所で管理される。浮田（宇喜多）一族は他の流人とは別に帳面が作成されている。『八丈実記』には、流人在命帳について、次のように記されている³⁴。

案スルニ流罪人ノ惣人別ヲ記スルヲ流人在命帳ト呼ナラハシタリ、ムカシハ籠略ナリシヨ県令杉庄兵衛文化十一甲戌年ニ改正アリシト見ヘタリ 尋書云
一上略 都而村々在命帳ニ流罪ニ相成候年月記無之差支候間、以来者流罪之年月一人別ニ相認、流罪相成候順ニ認可差出候、但宗旨者不認入候而モ不苦候
一流人名前之内、千・仙・専等之類其外文字、流人証文与違候モノモ相見候間、証文見合文字不違様逸々入念可差出候 下略
案スルニ治所ニ納ル科書トイ、在命帳トイ、皆人別ヲ知ルノミナラス、赦免シラベノ一助ニモナサル、ト見ヘタリ

この史料によると、流人在命帳は流人版の宗門人別帳といえるもので、文化11年（1814）の改正以降、流罪となった年月をきちんと記載するようになり、人名も流人証文と一致させるようになったという。これは、単に人別を把握するだけでなく、赦免を申請する際の資料ともなるため、正確に情報を記載したとのことである。実務上の面から、文書作成・保管がきちんと行われるようになったことがわかる。

このほか、流人の赦免、出島、死亡に関する情報を管理した⑫流人御赦免并死亡覚（画像8）や、流人へ送られた金銭や物品を記録した⑬流罪之者被下銭并雑物届帳が、流人管理帳簿として作成されている。

⑫では、後述する菅野八郎の箇所にも、文久2年（1862）12月に「出嶋」「御免」と記されている。一般的に、同年同月に赦免の検討が始められ、同4年8月に赦免決定、9月に出島と知られている。

また、島内では、流人同士または島民を巻き込んだ盗賊行為、賭場開帳、傷害事件、島抜けなど、さまざまな事件も発生した。事件が発生すると、地役人や村役人による取り調べ、本人や村役人による詫入れなどが行われ、文書が作成される。最終的な決裁は地役人が行うため、関係文書は地役人のもとに集積され、⑭事件関係の留帳が編纂された。



画像8 流人御赦免并死亡覚

V 赦免

流人の赦免には、身寄りの者からの歎願と、流人自身が地役人を通じて赦免願を提出し、将軍家や明治政府の慶事などの機会に大赦を受けるという方法があった。

他島の事例をみると、恩赦が決定すると、まず老中より赦免証文が発給され、各掛奉行を経て支配代官へ廻ってくる。それを受けて、支配代官では地役人宛の出島証文を出し、地役人より請書が提出される。また、流人からは出島にあたって法度を守り、在島流人の取り次ぎ等の不正行為を行わない旨の誓約書をとるという流れになる。

流人個人または村ごとに代官や県令へ宛てた⑮赦免歎願書、流人から提出された出島にあたっての誓約書である⑯出島請書、流人から代官や管轄府県令へ宛てた帰郷後の身元引受人を申請した⑰出島引取願書がある。これらは島役所を通じて提出されるため、原本や控えが島役所に集積された。

また、⑱出島乗船関係は、出島する船の割り振りを記載した「分船割取帳」、出船する便数や時期が限られているため、病気などで出島辞退を申請した「出島乗船遠慮願」、知人らとの同乗を願ったりした「出島乗船希望願」や、船の変更を願う「出島船振替願書」が流人から村役人・副戸長を通じて地役人へ提出されている。また、「雇水主名面書」といった雇用した水主らの名簿も八丈島流人アーカイブズのなかに残されている。

⑲その他には、赦免された流人が妻子同伴で出島したいことを願う「妻子同伴出島願書」などがある。水汲み女（妻）や島で生まれた子供を自由に連れていくことができたのは明治2年以降といわれている。

VI 管轄府県との連絡

江戸時代は幕府の関係部署や代官、明治になると、明治2年（1869）に相模府知事所管、翌3年に蕪山県、同4年に足柄県、同9年4月に静岡県在所管となり、そして同11年1月に東京府へと編入された。当然、流人の管理についても、管轄府県の担当部署と連絡をとり、流人に関する文書の作成・授受が行われている。明治元年の赦免では膨大な流人が赦免となったが、八丈島にはまだ多くの流人が残っていたためである。

⑳在島流囚人御届は、明治以降も在島している流人の生死を管轄府県へ報告した「在島流囚人届書」「年限済流人届書」「流人死亡届」などで、副戸長から地役人を通じて管轄府県令へ宛てたものと、地役人から管轄府県令へ宛てたものが存在する。

㉑事件関係は、島内で事件が発生した際、傷害事件や島抜け、島役所や村役場の書記として雇用している流人が関与する不正疑惑事件といった地役人では判断できない案件について、幕府や代官所、管轄府県へ報告して判断を仰いだ報告書などである。

㉒その他は、八丈島で長く暮らしたため、本土に戻らずに八丈島民となる者もあり、流人から管轄府県令宛に提出された「島加籍願書」などがある。

最後に、幕末に八丈島の流人となった菅野八郎を例に、八郎の行動と八丈島流人アーカイブズの作成・授受とを対応させてみたい（第2表）。八郎は、文化10年（1813）、陸奥国伊達郡金原田村（福島県伊達郡保原村）に生まれた。のちの「信達一揆」と呼ばれる世直し一揆の頭取ともされた人物である。安政の大獄の渦中において、幕政を批判した自筆の「秘書後之鑑」が幕府に露見してしまう。これにより、安政5年（1858）11月2日に金原田村で捕縛され、町奉行所での吟味の末、10月7日に八丈島への遠島を申し渡された。

ちなみに、画像5～8には菅野八郎の名が登場しているので、参照していただきたい。

【第2表】菅野八郎の八丈島滞在期間の行動年表

年月日		年齢	事項	概略図
文化10年 (1813)	8月15日	0	金原田村に生まれる。	
安政5年 (1858)	11月2日	46	安政の大獄に関連して、金原田村の自宅で江戸町奉行所の捕手に捕縛される。	
	11月21日		江戸の役人に伴われ、丸駕籠で福島城を出発する。	
	12月3日		江戸町奉行石谷因幡守屋敷に到着する。取り調べが始まる。	
安政6年 (1859)	10月3日	47	評定所において口書に爪印を押す。	
	10月7日		遠島とされる。	
安政7年 (1860)	4月12日	48	永代橋新堀端より出帆する。	① ② ③
	4月19日		三宅島に到着する。掛田村の鶴谷の世話をうける。	④
	7月4日		三宅島を出帆する。	⑤ ⑥ ⑦
	7月4日		八丈島大賀郷に到着する。 島役所を経て、末吉村へ向かう。	⑧ ⑨
	7月13日		末吉村で掟を言い渡される。 組頭源吉の預かりとなり、その後三根村の高橋新松宅へ逗留する。	⑩
	10月10日		*流人の逃亡が発覚して27名が処刑される（利右衛門騒動）。	⑪ ⑫ ⑬ ⑭
	10月		三根の高橋新松宅より末吉村へ戻る。	
	10月		島の娘に婿入りする。	
文久2年 (1862)	5月	50	金子横取りについて島役人の長戸路氏へ訴える。	
	12月15日		八郎の特赦が検討される。	⑮
文久4年 (1864)	8月30日	52	赦免とされる。	⑯ ⑰ ⑱
	9月10日		八丈島を出帆する。	
	9月13日		江戸鉄砲洲へ到着する。	
	9月末		金原田村の自宅に到着する。	

「概略図」の数字は、「八丈島流人アーカイブズ概略図」と対応。その都度、作成・授受される文書を表示
「概略図」の黒キ数字は、菅野八郎に関する記述あり。

*参考文献 須田努編『逸脱する百姓－菅野八郎からみる一九世紀の百姓－』（東京堂出版、2010年）
保原町歴史文化資料館編『信達世直し一揆と金原田八郎展』（保原町教育委員会、1996年）

おわりに

江戸・三宅島・八丈島において、文書をもって流人の引き渡し・管理がなされ、それに伴って膨大な量の文書が作成・授受・保存されていた。八丈島には、寛永12年(1635)から明治4年(1871)までの間に1887名の流人が記録され、最も多いときで287名(万延元年)が在島していたという。これだけ大人数の流人を管理するには、きちんとした文書行政によらねばならなかった。高度な文書による行政・経済システムが発展し、文書社会ともいわれた江戸時代、「絶海の孤島」と考えられた八丈島でもそれが貫かれていたことがわかる。

また、本稿では流人に注目したが、島民による事件・島抜け・歎願なども頻繁に存在した。しかし、島民と流人とで同じような一件があっても、八丈島流人アーカイブズをみる限り、両者の文書の混在は確認できない。日常ではともに生活していても、明確に区別して管理されていたのであり、八丈島流人アーカイブズはそのことを明確に示しているといえよう。本稿で検討したことを、以下にまとめておく。

①八丈島流人アーカイブズは、江戸時代から明治33年(1900)まで八丈島役所において作成・授受・保管された史料群の一部であった。明治33年の八丈支庁開設に伴い、アーカ

イズも継承され、東京府総務局文書課第四分室（のち東京都公文書館）の八丈島所在史料調査を契機に、1950年代に同分室へ移管されたものである。八丈島の行政組織は、地役人によって全般的に統括されており、八丈島で作成・授受される公文書はほぼ島役所に集積されるといってもよい。そのため、多岐にわたる史料が保管されており、八丈島流人アーカイブズをみても、流人に関するあらゆる史料を見いだすことができる。明治17年段階でさまざまな分野の近世文書が島役所で保管されていたが、そのなかの流人関係の史料群だけが移管されたことで、東京都公文書館所蔵分は特異的な史料群構造を持つに至ったのである。

②近世から現代に至るまで、文書管理の方法の変更、再整理や修復等が行われ、史料の形態も変化した。八丈島流人アーカイブズも、史料群を理解するためには、史料の内容だけでなく、これら文書に残された文書管理や形態改変の痕跡を読み解く必要があることがわかる。

③八丈島流人アーカイブズは、流人の送致、島での管理、出島・死亡まで、その管理の過程で作成・授受される文書を包括し、流人管理の全体像を把握することができる貴重な史料群であることが解明された。また、菅野八郎を軸に据えて八丈島流人アーカイブズを位置づけることができたように、八丈島で流人が辿った歴史を再構築することも可能な史料群でもある。

八丈島流人アーカイブズの伝来や史料群構造を理解することで、八丈島の歴史や文化をより深く解明することができるといえよう。

- 1 東京都教育委員会編『伊豆諸島文化財総合調査報告 第3分冊－八丈島・青ヶ島の文化財1－』（東京都教育委員会、1960年3月）
- 2 「公事方御定書」（国立公文書館内閣文庫・181-0042）
- 3 大隈三好『伊豆七島流人史』（雄山閣、1974年）
- 4 大隅三好『伊豆七島流人史』（前掲註3参照）
- 5 東京都公文書館の変遷については、白石弘之「東京都公文書館の歴史 文書疎開から30年公開まで」（『東京都公文書館調査研究年報（WEB版）』第1号、東京都公文書館、2015年3月）を参照のこと。
- 6 川崎房五郎『江戸時代の八丈島－孤島苦の究明－』（東京都総務局文書課、1950年1月）。なお、現在は第2版（東京都公文書館、1990年）が刊行されているが、掲載した「はしがき」は削除され、本文も史料所在を反映して加筆・修正されているので注意を要する。
- 7 東京都総務局文書課四谷分室『資料図書仮目録1』（東京都総務局文書課四谷分室、1951年10月）
- 8 明治20年「普通第1種 庶政要録〈庶務課戸籍掛〉」（東京府文書・616.D5.12、東京都公文書館所蔵）。購入したのは69冊のうち29冊であるが、その後に綴じ直されて36冊となっている。
- 9 「園翁交語」（江戸明治期史料・656-12-01-12、東京都公文書館所蔵）
- 10 「八丈島めぐりの記」（江戸明治期史料・656-12-01-16）
- 11 「八丈島大概帳」（江戸明治期史料・656-12-01-14）
- 12 「出百姓 八丈島」（江戸明治期史料・656-12-01-15）
- 13 「八丈嶋大概記録」上下（江戸明治期史料・656-12-01-13-01～02）
- 14 「八丈島反別調」（江戸明治期史料・656-12-01-18）
- 15 「八丈島小島青ヶ島略記」（江戸明治期史料・656-12-01-17）
- 16 大隅三好『伊豆七島流人史』（前掲註3参照）、東京都八丈島八丈町教育委員会編『八丈島誌』（東京都八丈島八丈町役場、1978年）、川崎房五郎『江戸時代の八丈島－孤島苦の究明－』（東京都公文書館、1990年第2版）
- 17 東京都公文書館編『都史紀要41 明治期東京府の文書管理』（東京都公文書館、2013年）
- 18 清水善仁「明治期の郡区役所における文書管理について－郡区町村編成法期の東京府を中心として－」（中央大学大学院研究年報編集委員会編『中央大学大学院研究年報（文学研究科篇）』2004年）
- 19 明治16年「島役所村役場諸記録保存心得」（東京府文書・632.A3.05）
- 20 明治29年「第3種 第一課文書類別・庶務（共8冊之3）・伊豆七島ニ関スル書類・完〈内務部第課庶務掛〉」（東京府

- 文書・621.C3.04)
- 21 明治25年「警視庁東京府公報・東京府訓令」（43、東京都公文書館所蔵）
 - 22 大正7年「警視庁東京府公報・東京府訓令」（2、東京都公文書館所蔵）
 - 23 明治15年「郡区役所架蔵書目・麴町、北豊島、麻布、八丈島、神田、青ヶ島〈記録掛〉明治15年ヨリ同17年マテ」（東京府文書・604.B6.04）
 - 24 明治33年「（第1種）文書類纂・第二課文書・地理・第3類・官有地・第2巻〈第二課〉」（東京府文書・624.D4.09）
 - 25 川崎房五郎『江戸時代の八丈島－孤島苦の究明－』（前掲註6参照）
 - 26 東京都総務局文書課四谷分室編『資料図書仮目録』1（東京都総務局文書課四谷分室、1951年10月）
 - 27 1960年2月13日、東京都公文書館作成、手書きの史料目録
 - 28 東京都教育委員会編『伊豆諸島文化財総合調査報告 第3分冊－八丈島・青ヶ島の文化財1－』（前掲註1参照）
 - 29 作成年月不明、東京都公文書館作成、手書きの史料目録。配架情報から浜松町庁舎時代のもと考えられる。
 - 30 「後記」（『あしたば 八丈実記通信』4、緑地社、1971年3月）
 - 31 「第六巻の刊行にあたって」（『あしたば 八丈実記通信』5、緑地社、1972年3月）
 - 32 「八丈島古文書類」（江戸明治期史料・656-08-01-05）
 - 33 大隅三好『伊豆七島流人史』（前掲註3参照）、東京都八丈島八丈町教育委員会編『八丈町誌』（前掲註16参照）、川崎房五郎『江戸時代の八丈島－孤島苦の究明－』（前掲註16参照）
 - 34 東京都八丈島八丈町教育委員会編『八丈島誌』（前掲註16参照）
 - 35 「八丈実記 二十一」（江戸明治期史料・656-13-02-01-21）

【調査報告】

東京都公文書館所蔵「オリンピック関係文書」 における簿冊情報抽出の試み

東京都公文書館 史料編さん担当

太田 亮吾

はじめに

東京都公文書館が所蔵する東京都文書すなわち東京都の公文書のなかには、昭和39年（1964）に東京で開催した第18回オリンピック競技大会（「オリンピック東京大会」）に関する文書がまとまったかたちで残されている。その多くは東京都が実施したオリンピックの招致活動や開催準備についてのものであり、都がオリンピックをどう迎えたか体系的にたどることのできる貴重な資料群となっている。以下、これを「オリンピック関係文書」と呼ぶことにする。

現在、オリンピック関係文書は約4,600件が公開されており、当館の目録情報検索システムから文書一件単位による目録情報の検索ができるようになっている。

また、これらは複数の文書をまとめた簿冊の形態で保存されている。こうした簿冊単位で捉えた場合、オリンピック関係文書は280冊で構成される。ところが、現在の目録情報検索システムでは、この簿冊単位の情報を提供していない。これは東京都の文書管理が文書一件単位を原則としていること¹と関係しており、オリンピック関係文書に限らず東京都文書全般に共通した特徴でもある。同じく当館が所蔵する東京府文書および東京市文書では文書一件単位と簿冊単位の両方から検索が可能であることに鑑みると、目録情報の検索環境は大きく事情が異なるといえる。

本稿では、このように現状の検索環境では把握が困難であるオリンピック関係文書の簿冊単位に焦点をあわせ、そこからどのようなことが読み取れるか整理する。具体的には、オリンピック関係文書のなかでも比較的小規模であり作業の手始めに好適といえる招致活動期の文書に範囲を絞り、収録簿冊に関する基礎的な情報の抽出を試みる。以上の作業を通じ、簿冊情報をつかむための方法を探るとともに、簿冊単位による把握からオリンピック関係文書全体の構造を理解するための新たな手がかりが得られることも明らかにしたい。

なお、本稿は、平成30年（2018）3月に当館が刊行した資料集『都史資料集成Ⅱ』第7巻「オリンピックと東京」の編さん過程で実施した調査内容の一部をまとめたものである。

1 オリンピック関係文書の現状

(1) オリンピック関係文書の概要と各簿冊の排列

はじめに、作業の前提としてオリンピック関係文書の全体に関わる基礎事項を確認する。

オリンピック関係文書は、東京都におけるオリンピック招致活動および開催準備事業の各担当部局が作成・収受した文書により構成されている²。これらの文書は、昭和44年（1969）および昭和50年（1975）にわかれて当館に引き継がれた。現在当館では、以上に加え、あわせて引き継がれた第3回アジア競技大会組織委員会の文書³を、ひとまとまりの文書群とみなし管理している。

前述のとおり、オリンピック関係文書は簿冊の形態で保存されている。図1は、その現状を撮影したものである。収録文書の件数や種類に応じ簿冊の幅および背の高さの開きはあるものの、各簿冊は共通の仕様に基づき製本されていることがわかる。

また、一部の簿冊では表紙の見返しに、「平成8年度東京都公文書館所蔵資料マイクロ化事業計画に基づき、この簿冊を解体してマイクロ撮影を行った。」と印字されている。この「マイクロ化」とは、マイクロフィルムによる文書の撮影を意味している。フィルムに記録された日付から、オリンピック関係文書については、昭和48年度と平成8年度の2回にわかれ、すべてを撮影したことが確認できる。オリンピック関係文書に含まれる最古の文書は昭和27年（1952）のものであり、一方昭和41年（1966）の文書が最も新しい。



図1 オリンピック関係文書簿冊

この間14年の開きがあるが、にもかかわらず同様の装丁で製本されているのは、以上の経緯による。いずれも引継後に一度解体し、マイクロフィルム撮影をおこなったうえで、あらためて編綴・再製本しているのである。

これら現状の簿冊の背には、収録文書の事項名を表わす「オリンピック」と書庫内での排架順序を示す通し番号を組み合わせた文字列が共通して中央に刻印されている。例えば、1冊目に排列されている簿冊は、「オリンピック1」と刻まれている。なお、この簿冊には昭和29年の文書が7件綴じられている。現在、同じ簿冊に収録されている文書はすべて同一の請求番号が付与されており、この場合、7件とも目録では「L04.01.01」と登録されている。これらと対応するかたちで、簿冊の背の上段には「昭和29年度」と文書年度を示す表記が刻印されており、下段には請求番号を印字したラベルが貼られている。

表1は、各簿冊の背から読み取れる以上の情報をまとめたものである。ここでは参考として、それぞれの簿冊に収録されている文書件数も併記した。なお、オリンピック関係文書のなかには、文書を編綴した簿冊ではなく、数は少ないが帳簿類や後年に編入した資料も含まれている。さらに、1件の文書を分冊している例も一部みられる。そのため、簿冊の通し番号と書架の排列順序には、ずれがある。また、「オリンピック152」と同「153」のあいだには、第3回アジア競技大会組織委員会の文書を同様の仕様で製本した162冊の簿冊が含まれている。紙幅の関係上、本表ではそれらの簿冊情報については省略した。

この表からは、オリンピック関係文書が単純に文書年度順で整序されているわけではないことがまず確認できる。同一年あるいは同時期の文書であっても多くは分散しており、その排列順序には時系列と異なる要因が関係していると考えられるのである。また、現状の簿冊

表1 オリンピック関係文書収録簿冊一覧

排列 順序	請求番号	簿冊名	文書年度	収録 文書 件数	うち 非公開 の件数
1	L04.01.01	オリンピック1	昭和29年度	7	0
2	L04.01.02	オリンピック2	昭和30年度	7	0
3	L04.01.03	オリンピック3	昭和31年度	6	0
4	L04.01.04	オリンピック4	昭和32年度	17	0
5	L04.01.05	オリンピック5	昭和33年度	13	0
6	L04.01.06	オリンピック6	昭和34年度	11	0
7	L04.01.07	オリンピック7	昭和36年度	3	0
8	L04.01.08	オリンピック8	昭和36年度	4	0
9	L04.01.09	オリンピック9	昭和36年度	1	0
10	L04.01.10	オリンピック10	昭和36年度	1	0
11	L04.01.11	オリンピック11	昭和36年度	4	0
12	L04.01.12	オリンピック12	昭和36年度	19	0
13	L04.01.13	オリンピック13	昭和36年度	20	8
14	L04.02.01	オリンピック14	昭和37年度	22	4
15	L04.02.02	オリンピック15	昭和37年度	6	0
16	L04.02.03	オリンピック16	昭和37年度	21	0
17	L04.02.04	オリンピック17	昭和37年度	7	0
18	L04.02.05	オリンピック18	昭和37年度	3	0
19	L04.02.06	オリンピック19	昭和37年度	3	0
20	L04.02.07	オリンピック20	昭和37年度	3	0
21	L04.02.08	オリンピック21	昭和37年度	1	0
22	L04.02.09	オリンピック22	昭和37年度	2	0
23	L04.02.09	オリンピック23	昭和37年度		
24	L04.02.10	オリンピック24	昭和37年度	3	0
25	L04.03.01	オリンピック25	昭和37年度	6	0
26	L04.03.02	オリンピック26	昭和37年度	7	0
27	L04.03.03	オリンピック27	昭和37年度	1	0
28	L04.03.04	オリンピック28	昭和37年度	4	1
29	L04.03.05	オリンピック29	昭和37年度	7	1
30	L04.03.06	オリンピック30	昭和36年度	4	1
31	L04.03.07	オリンピック31	昭和37年度	7	0
32	L04.03.08	オリンピック32	昭和37年度	6	0
33	L04.03.09	オリンピック33	昭和37年度	3	1
34	L04.03.09	オリンピック34	昭和37年度		
35	L04.03.09	オリンピック35	昭和37年度		
36	L04.03.10	オリンピック36	昭和37年度	2	0
37	L04.04.01	オリンピック37	昭和37年度	1	0
38	L04.04.02	オリンピック38	昭和37年度	7	1
39	L04.04.03	オリンピック39	昭和37年度	4	0
40	L04.04.04	オリンピック40	昭和37年度	4	0
41	L04.04.05	オリンピック41	昭和37年度	2	0
42	L04.04.06	オリンピック42	昭和37年度	1	0
43	L04.04.07	オリンピック43	昭和37年度	1	0
44	L04.04.08	オリンピック44	昭和37年度	8	0
45	L04.04.09	オリンピック45	昭和38年度	8	1
46	L04.04.10	オリンピック46	昭和38年度	4	0
47	L04.04.11	オリンピック47	昭和38年度	9	1
48	L04.05.01	オリンピック48	昭和38年度	13	1
49	L04.05.02	オリンピック49	昭和38年度	1	0
50	L04.05.02	オリンピック50	昭和38年度		
51	L04.05.03	オリンピック51	昭和38年度	11	1
52	L04.05.04	オリンピック52	昭和38年度	1	0
53	L04.05.04	オリンピック53	昭和38年度		
54	L04.05.04	オリンピック54	昭和38年度		
55	L04.05.05	オリンピック55	昭和38年度	14	1
56	L04.05.05	オリンピック56	昭和38年度		
57	L04.05.06	オリンピック57	昭和38年度	1	0
58	L04.05.07	オリンピック58	昭和38年度	7	1
59	L04.06.01	オリンピック59	昭和38年度	1	0

排列 順序	請求番号	簿冊名	文書年度	収録 文書 件数	うち 非公開 の件数
60	L04.06.02	オリンピック60	昭和38年度	8	1
61	L04.06.03	オリンピック61	昭和37年度	1	0
62	L04.06.04	オリンピック62	昭和38年度	1	0
63	L04.06.05	オリンピック63	昭和38年度	11	2
64	L04.06.06	オリンピック64	昭和38年度	1	0
65	L04.06.07	オリンピック65	昭和38年度	1	0
66	L04.06.07	オリンピック66	昭和38年度		
67	L04.06.08	オリンピック67	昭和38年度	11	1
68	L04.06.09	オリンピック68	昭和38年度	1	0
69	L04.06.10	オリンピック69	昭和38年度	1	0
70	L04.07.01	オリンピック70	昭和38年度	1	0
71	L04.07.02	オリンピック71	昭和38年度	9	1
72	L04.07.03	オリンピック72	昭和38年度	8	1
73	L04.07.04	オリンピック73	昭和38年度	1	0
74	L04.07.05	オリンピック74	昭和38年度	11	1
75	L04.07.06	オリンピック75	昭和38年度	13	1
76	L04.07.07	オリンピック76	昭和38年度	1	0
77	L04.07.08	オリンピック77	昭和38年度	1	0
78	L04.07.09	オリンピック78	昭和38年度	12	1
79	L04.07.10	オリンピック79	昭和38年度	14	1
80	L05.01.01	オリンピック80	昭和38年度	1	0
81	L05.01.02	オリンピック81	昭和38年度	18	1
82	L05.01.03	オリンピック82	昭和38年度	1	0
83	L05.01.04	オリンピック83	昭和38年度	1	0
84	L05.01.05	オリンピック84	昭和38年度	13	1
85	L05.01.06	オリンピック85	昭和38年度	2	0
86	L05.01.07	オリンピック86	昭和38年度	14	1
87	L05.01.08	オリンピック87	昭和38年度	2	0
88	L05.01.09	オリンピック88	昭和38年度	4	2
89	L05.01.10	オリンピック89	昭和38年度	11	0
90	L05.01.11	オリンピック90	昭和38年度	2	0
91	L05.02.01	オリンピック91	昭和38年度	12	0
92	L05.02.02	オリンピック92	昭和38年度	4	0
93	L05.02.03	オリンピック93	昭和38年度	7	0
94	L05.02.04	オリンピック94	昭和38年度	6	1
95	L05.02.05	オリンピック95	昭和38年度	2	0
96	L05.02.06	オリンピック96	昭和38年度	17	2
97	L05.02.07	オリンピック97	昭和38年度	8	1
98	L05.02.08	オリンピック98	昭和36年度	16	15
99	L05.02.09	オリンピック99	昭和32年度	48	2
100	L05.02.10	オリンピック100	昭和37年度	52	0
101	L05.02.11	オリンピック101	昭和35年度	35	0
102	L05.02.12	オリンピック102	昭和33年度	20	2
103	L05.03.01	オリンピック103	昭和37年度	59	0
104	L05.03.02	オリンピック104	昭和31年度	12	1
105	L05.03.03	オリンピック105	昭和30年度	57	1
106	L05.03.04	オリンピック106	昭和33年度	37	4
107	L05.03.05	オリンピック107	昭和34年度	11	0
108	L05.03.06	オリンピック108	昭和33年度	64	1
109	L05.03.07	オリンピック109	昭和34年度	101	0
110	L05.03.08	オリンピック110	昭和37年度	9	2
111	L05.03.09	オリンピック111	昭和37年度	37	0
112	L05.03.10	オリンピック112	昭和37年度	30	0
113	L05.03.11	オリンピック113	昭和38年度	59	4
114	L05.03.12	オリンピック114	昭和38年度	57	0
115	L05.03.13	オリンピック115	昭和38年度	19	0
116	L05.03.14	オリンピック116	昭和38年度	45	22
117	L05.04.01	オリンピック117	昭和38年度	13	1
118	L05.04.02	オリンピック118	昭和38年度	54	1

東京都公文書館調査研究年報（2019年 第5号）

排列 順序	請求番号	簿冊名	文書年度	収録 文書 件数	うち 非公開 の件数
119	L05.04.03	オリンピック119	昭和37年度	70	0
120	L05.04.04	オリンピック120	昭和37年度	13	0
121	L05.04.05	昭和38年度歳出予算推定差引簿		-	-
122	L05.04.06	昭和38年度歳出予算推定差引簿		-	-
123	L05.04.07	昭和38年度歳出予算推定差引簿		-	-
124	L05.04.08	昭和38年度歳出予算推定差引簿		-	-
125	L05.04.09	昭和38年度歳出予算推定差引簿		-	-
126	L05.04.10	昭和38年度契約購買整理簿		-	-
127	L05.04.11	昭和38年度契約購買整理簿		-	-
128	L05.04.12	オリンピック121	昭和34～35年度	26	0
129	L05.04.13	オリンピック122	昭和34～35年度	56	2
130	L05.04.14	オリンピック123	昭和35～36年度	72	18
131	L05.04.15	オリンピック124	昭和36～38年度	107	48
132	L05.04.16	オリンピック125	昭和36～38年度	27	0
133	L05.05.01	オリンピック126	昭和36～37年度	61	0
134	L05.05.02	オリンピック127	昭和36～37年度	61	0
135	L05.05.03	オリンピック128	昭和36～37年度	50	0
136	L05.05.04	オリンピック129	昭和36年度	38	0
137	L05.05.05	オリンピック130	昭和36年度	19	0
138	L05.05.06	オリンピック131	昭和36～37年度	10	0
139	L05.05.07	オリンピック132	昭和36年度	26	1
140	L05.05.08	オリンピック133	昭和36年度	11	0
141	L05.05.09	オリンピック134	昭和36～37年度	19	0
142	L05.06.01	オリンピック135	昭和36～37年度	17	0
143	L05.06.02	オリンピック136	昭和36～37年度	28	1
144	L05.06.03	オリンピック137	昭和36～37年度	48	4
145	L05.06.04	オリンピック138	昭和36～37年度	64	0
146	L05.06.05	オリンピック139	昭和36～37年度	44	7
147	L05.06.06	オリンピック140	昭和36～37年度	37	5
148	L05.06.07	オリンピック141	昭和37～38年度	11	0
149	L05.06.08	オリンピック142	昭和37～38年度	6	0
150	L05.06.09	オリンピック143	昭和37～38年度	28	0
151	L05.07.01	オリンピック144	昭和37年度	30	0
152	L05.07.02	オリンピック145	昭和36～37年度	12	0
153	L05.07.03	オリンピック146	昭和38年度	10	4
154	L05.07.04	オリンピック147	昭和37～38年度	33	3
155	L05.07.05	オリンピック148	昭和37年度	8	0
156	L05.07.06	オリンピック149	昭和37年度	6	0
157	L05.07.07	オリンピック150	昭和37～38年度	12	1
158	L05.07.08	オリンピック151	昭和37～38年度	12	0
159	L05.07.09	オリンピック152	昭和37～38年度	22	0
※ここに第3回アジア競技大会組織委員会文書(162冊)が入る					
322	M03.02.01	オリンピック153	昭和37年度	18	0
323	M03.02.02	オリンピック154	昭和36～38年度	24	3
324	M03.02.03	オリンピック155	昭和37～38年度	31	1
325	M03.02.04	オリンピック156	昭和37～38年度	26	6
326	M03.02.05	オリンピック157	昭和37年度	18	4
327	M03.02.06	オリンピック158	昭和38～39年度	16	0
328	M03.02.07	オリンピック159	昭和38～39年度	12	0
329	M03.02.08	オリンピック160	昭和38年度	10	0
330	M03.02.09	オリンピック161	昭和38年度	11	0
331	M03.02.10	オリンピック162	昭和38～39年度	23	1
332	M03.03.01	オリンピック163	昭和38～39年度	24	0
333	M03.03.02	オリンピック164	昭和38～39年度	15	1
334	M03.03.03	オリンピック165	昭和38～39年度	15	2
335	M03.03.04	オリンピック166	昭和38～39年度	22	1
336	M03.03.05	オリンピック167	昭和38～39年度	18	0
337	M03.03.06	オリンピック168	昭和38～39年度	27	0
338	M03.03.07	オリンピック169	昭和38年度	44	0
339	M03.03.08	オリンピック170	昭和38～39年度	49	0

排列 順序	請求番号	簿冊名	文書年度	収録 文書 件数	うち 非公開 の件数
340	M03.04.01	オリンピック171	昭和37～38年度	23	0
341	M03.04.02	オリンピック172	昭和37～38年度	29	1
342	M03.04.03	オリンピック173	昭和38～39年度	11	0
343	M03.04.04	オリンピック174	昭和38～39年度	14	2
344	M03.04.05	オリンピック175	昭和38～39年度	12	0
345	M03.04.06	オリンピック176	昭和38～39年度	9	1
346	M03.04.07	オリンピック177	昭和38～39年度	6	0
347	M03.04.08	オリンピック178	昭和39年度	11	0
348	M03.04.09	オリンピック179	昭和38～39年度	15	1
349	M03.05.01	オリンピック180	昭和39年度	11	0
350	M03.05.02	オリンピック181	昭和38～39年度	22	0
351	M03.05.03	オリンピック182	昭和36～39年度	43	3
352	M03.05.04	オリンピック183	昭和38年度	23	0
353	M03.05.05	オリンピック184	昭和38～39年度	40	4
354	M03.05.06	オリンピック185	昭和38年度	7	0
355	M03.05.07	オリンピック186	昭和38～39年度	13	0
356	M03.05.08	オリンピック187	昭和38～39年度	9	0
357	M03.05.09	オリンピック188	昭和38～39年度	7	0
358	M03.05.10	オリンピック189	昭和39年度	11	0
359	M03.06.01	オリンピック190	昭和39年度	11	0
360	M03.06.02	オリンピック191	昭和38年度	57	36
361	M03.06.03	オリンピック192	昭和38～39年度	47	28
362	M03.06.04	オリンピック193	昭和38年度	8	0
363	M03.06.05	オリンピック194	昭和38年度	9	0
364	M03.06.06	オリンピック195	昭和38～39年度	10	0
365	M03.06.07	オリンピック196	昭和38年度	6	0
366	M03.06.08	オリンピック197	昭和38年度	8	0
367	M03.06.09	オリンピック198	昭和38年度	12	0
368	M03.06.10	オリンピック199	昭和38年度	1	0
369	M03.06.11	オリンピック200	昭和38年度	16	2
370	M03.07.01	オリンピック201	昭和38年度	7	1
371	M03.07.02	オリンピック202	昭和38年度	7	0
372	M03.07.03	オリンピック203	昭和38～39年度	9	1
373	M03.07.03	オリンピック204	昭和38～39年度	7	0
374	M03.07.04	オリンピック205	昭和38～39年度	7	0
375	M03.07.05	オリンピック206	昭和38～39年度	7	1
376	M03.07.05	オリンピック207	昭和38～39年度	11	1
377	M03.07.06	オリンピック208	昭和38～39年度	11	1
378	M03.07.07	オリンピック209	昭和38～39年度	10	2
379	M04.01.01	オリンピック210	昭和37～38年度	31	3
380	M04.01.02	オリンピック211	昭和38～39年度	8	0
381	M04.01.03	オリンピック212	昭和38～39年度	17	0
382	M04.01.03	オリンピック213	昭和38～39年度	17	0
383	M04.01.04	オリンピック214	昭和39年度	7	0
384	M04.01.05	オリンピック215	昭和38～39年度	18	0
385	M04.01.06	オリンピック216	昭和38～39年度	13	1
386	M04.01.07	オリンピック217	昭和38年度	9	1
387	M04.01.08	オリンピック218	昭和38年度	6	0
388	M04.02.01	オリンピック219	昭和38年度	7	0
389	M04.02.02	オリンピック220	昭和37～38年度	19	2
390	M04.02.03	オリンピック221	昭和37～38年度	10	1
391	M04.02.04	オリンピック222	昭和37～38年度	9	1
392	M04.02.05	オリンピック223	昭和37年度	1	0
393	M04.02.06	オリンピック224	昭和37～38年度	30	1
394	M04.02.07	オリンピック225	昭和37～38年度	19	0
395	M04.02.08	オリンピック226	昭和37～39年度	19	1
396	M04.02.09	オリンピック227	昭和38～39年度	7	1
397	M04.02.10	オリンピック228	昭和38～39年度	8	0
398	M04.03.01	オリンピック229	昭和38～39年度	10	0
399	M04.03.02	オリンピック230	昭和38～39年度	14	0

排列 順序	請求番号	簿冊名	文書年度	収録 文書 件数	うち 非公開 の件数
400	M04.03.03	オリンピック231	昭和39年度	3	0
401	M04.03.04	オリンピック232	昭和38～39年度	11	1
402	M04.03.04	オリンピック233	昭和38～39年度		
403	M04.03.05	オリンピック234	昭和38年度	1	0
404	M04.03.06	オリンピック235	昭和37～39年度	24	0
405	M04.03.07	オリンピック236	昭和36～37年度	17	0
406	M04.03.08	オリンピック237	昭和35～38年度	42	0
407	M04.04.01	オリンピック238	昭和38～39年度	21	1
408	M04.04.02	オリンピック239	昭和35～39年度	25	0
409	M04.04.03	オリンピック240	昭和36年度	41	0
410	M04.04.04	オリンピック241	昭和36～37年度	17	0
411	M04.04.05	オリンピック242	昭和36～38年度	30	0
412	M04.04.06	オリンピック243	昭和37～38年度	29	1
413	M04.04.07	オリンピック244	昭和28～30年度	69	0
414	M04.04.08	オリンピック245	昭和31～34年度	35	0
415	M04.04.09	オリンピック246	昭和34年度	53	3
416	M04.04.10	オリンピック247	昭和34～35年度	45	1
417	M04.04.11	オリンピック248	昭和37年度	52	35
418	M04.04.12	オリンピック249	昭和38～39年度	46	14
419	M04.04.13	オリンピック250	昭和38～39年度	49	2
420	M04.05.01	オリンピック251	昭和27～40年度	34	0
421	M04.05.02	オリンピック252	昭和38～39年度	26	0
422	M04.05.03	オリンピック253	昭和39～40年度	39	13
423	M04.05.04	オリンピック254	昭和39年度	8	0
424	M04.05.05	オリンピック255	昭和39年度	1	0
425	M04.05.06	オリンピック256	昭和40年度	3	1

排列 順序	請求番号	簿冊名	文書年度	収録 文書 件数	うち 非公開 の件数
426	M04.05.07	オリンピック257	昭和35～39年度	33	2
427	M04.05.08	オリンピック258	昭和38～39年度	29	1
428	M04.05.09	オリンピック259	昭和35～39年度	18	0
429	M04.05.10	オリンピック260	昭和36～39年度	13	0
430	M04.06.01	オリンピック261	昭和38～39年度	37	0
431	M04.06.02	オリンピック262	昭和40年度	52	12
432	M04.06.03	オリンピック263	昭和39年度	28	0
433	M04.06.04	オリンピック264	昭和38～39年度	69	27
434	M04.06.05	オリンピック265	昭和39年度	45	4
435	M04.06.06	オリンピック266	昭和38～39年度	47	0
436	M04.06.07	オリンピック267	昭和39年度	5	0
437	M04.06.08	オリンピック268	昭和39年度	16	0
438	M04.06.09	オリンピック269	昭和38～39年度	29	4
439	M04.06.10	オリンピック270	昭和39年度	33	16
440	M04.06.11	オリンピック271	昭和39年度	2	0
441	M04.06.12	オリンピック272	昭和35～36年度	37	0
442	M04.06.13	オリンピック273	昭和32～39年度	22	0
443	M04.07.01	オリンピック274	昭和39年度	2	0
444	M04.07.02	オリンピック275	昭和38年度	2	0
445	M04.07.03	オリンピック276	昭和39年度	25	3
446	M04.07.04	オリンピック277	昭和39年度	2	0
447	M04.07.05	オリンピック278	昭和38～39年度	18	0
448	M04.07.06	オリンピック279	昭和39～40年度	18	0
449	M04.07.07	オリンピック280	昭和40年度	5	1
450	M04.08.01	オリンピック東京大会組織委員会議事録		-	-
451	M04.08.02	昭和35年度印刷物登録台帳		-	-

には背以外に表示がなく、例えば各簿冊でオリンピック関係事務のうちどのような事項を扱う文書が収められているのか、その可否も含め分類について詳細を判断することも簿冊記載の情報からは困難といえる。簿冊内容や簿冊相互の関係性を把握するためには、以上に加え、収録内容の分析があわせて必要となるのである。

(2) オリンピック招致活動期の文書を含む簿冊の特定

この点を考えるため、以下ではオリンピック関係文書のうち招致活動期の文書に限定して具体的な分析を進めてゆくことにする。

東京都によるオリンピック招致活動は、東京都知事はその意向を正式に表明した昭和27年（1952）5月から第18回大会の開催地を決めた昭和34年（1959）5月の国際オリンピック委員会（IOC）総会までの7年間に及ぶ。本稿執筆現在、目録情報検索システムに搭載されているこの期間のオリンピック関係文書は416件である。文書件数でみた場合、これは全体の1割弱となる。

表2で示したとおり、現在17冊に収められており、書庫内での排列順序も分散していることがわかる。なお、今回の調査では個々の文書で扱われている事務内容まで立ち入らないが、

表2 オリンピック招致活動期の文書を収録した簿冊一覧

排列 順序	簿冊名	請求番号	収録文書の文書年度
1	オリンピック1	L04.01.01	昭29
2	オリンピック2	L04.01.02	昭30
3	オリンピック3	L04.01.03	昭31
4	オリンピック4	L04.01.04	昭31 昭32 昭33
5	オリンピック5	L04.01.05	昭33
6	オリンピック6	L04.01.06	昭32 昭33 昭34 /昭35
7	99	L05.02.09	昭32
8	102	L05.02.12	昭32 昭33
9	104	L05.03.02	昭31
10	105	L05.03.03	昭30
11	106	L05.03.04	昭33
12	107	L05.03.05	昭34 /昭34(開催決定後)
13	108	L05.03.06	昭33
14	413	M04.04.07	昭28 昭29 昭30
15	414	M04.04.08	昭31 昭32 /昭34(開催決定後)
16	415	M04.04.09	昭33 昭34 /昭34(開催決定後)
17	420	M04.05.01	昭27 /昭37 昭38 昭39 昭40

※「収録文書の年度」について、開催決定以降の文書が含まれる場合は「/」で区切りを入れた。

主なものを確認しておく、大会計画をまとめた現在の立候補ファイルに相当するIOCからの質問に対する回答書の作成原議およびその草稿類、在外公館や使節派遣を通じた海外での働きかけ、来日したオリンピック関連要人の接遇など、東京都による招致活動の詳細がたどれる文書が含まれている。

以上の簿冊には、収録文書が複数年度にまたがる場合と、単一年度のみのもものがある。だが、実際に原本をあたると、前者のうちいくつかで複数の簿冊を合綴した形跡が確認でき、単一年度の文書を収録した簿冊に分割可能であることがみえてくる。例えば、「オリンピック244」では、かつて使われていた旧簿冊3冊分の表紙も文書とともに綴じ込まれている。そのひとつには、収録文書の事項名を表わす「オリンピック招致」に加え、当該事務を所管する部署名が明記されている（図2）。また、「昭29年」とも記されており、表紙に続く収録文書はいずれも表記の年度のもののみが綴られている。

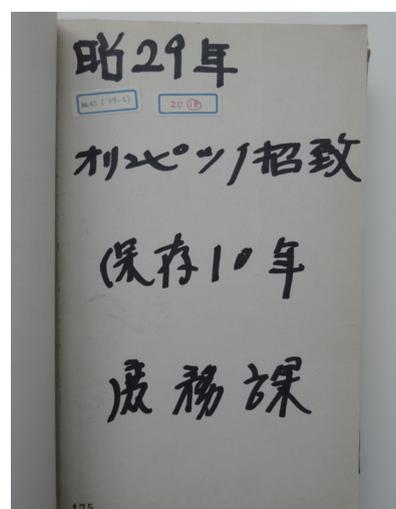


図2 再製本前の旧簿冊表紙

残るふたつの表紙でも同様の傾向が確認できるため、現在1冊となっている「オリンピック244」は、単一年度の文書を編集した旧簿冊3冊をまとめたものであるとの推測が成り立つ。ほかにも、「オリンピック245」と同「246」で同じつくりが確認でき、それぞれに旧簿冊の痕跡がみられる。表3では、これら3冊について確認しうる新旧簿冊の情報を整理した。

表3 簿冊情報新旧対応表

簿冊名	請求番号	編綴順序	旧簿冊表紙記載情報
オリンピック244	M04.04.07	1	昭28年 オリンピック招致原議 保存10年
		2	昭29年 オリンピック招致 保存10年 庶務課
		3	30 [印]東京都公文 オリンピック招致 [印]保存10年 外事部観光課
オリンピック245	M04.04.08	1	32 [印]東京都公文 オリンピック招致 [印]保存10年 観光部招致課
		2	34 [印]東京都公文 オリンピック準備 [印]保存10年 観光部招致課
		3	34 [印]東京都公文 オリンピック準備 [印]保存10年 オリンピック準備事務局連絡課
オリンピック246	M04.04.09	1	34 [印]東京都公文 オリンピック招致 [印]保存10年 観光部招致課
		2	[記載なし]
		3	[記載なし]

以上の旧簿冊は、昭和27年11月1日に制定された当時の東京都の文書管理規定にあたる「東京都処務規程（東京都訓令甲第89号）」に基づくものであったと考えられる。同規程の第53条では、各主務課により完結文書を保存年限別に編集・製本することが定められている。その作業の内容についても、「編集は暦年によつて区別する」こと、「表紙には、名称、年度及び主管局部課名を記載すること」、「索引目次をつけること」など細かく指定されている。なお、ここでいう「編集」とは複数の完結文書を編綴する行為を意味している。また、文書の保存年限については同規程の第52条で定められている。規程制定当初は「永久保存」「十年保存」「五年保存」「一年保存」の4区分があり、昭和29年12月28日の規程改正以降、ここに「十五年保存」が加えられた⁴。

これらをふまえると「オリンピック244」から同「246」に含まれる旧簿冊は、いずれも東京都処務規程に基づきオリンピック関連事務の10年保存文書をまとめた簿冊であったことがみえてくる。なお、各簿冊には同規程にある「索引目次」も綴じられていたと考えられる。これによりそれぞれの簿冊ごとに収録文書の件数や件名、編綴順序などを把握すること

ができたとみられるが、簿冊の解体・再製本の過程で失われたと推測される。

ところで、製本前の簿冊情報が確認できるのは、以上の3冊と「オリンピック 251」⁵のみに限られる。これらはいずれも平成8年度にマイクロフィルム撮影がおこなわれた文書を再製本した簿冊である⁶。これに対し、残る13冊はすべて昭和48年度撮影分の方に属する。こちらは旧簿冊の表紙がその痕跡も含め現存しておらず、再製本以前の状態の把握が相対的に困難といえる。ただし、マイクロフィルム撮影画像を用いることによりある程度の推定が可能と考えられる。そのため、これらの簿冊に関しては、マイクロフィルムまで分析の範囲を広げたい。検討を加えてみたい。

2 マイクロフィルム撮影記録の分析による旧簿冊情報の抽出

(1) 東京都文書のマイクロフィルム撮影事業

昭和33年（1958）1月16日、東京都処務規程が改正され、これに基づき総務局総務部文書課に引き継がれた永久保存文書のマイクロフィルム撮影事業が始まる⁷。当初は同課で撮影が実施されていたが、昭和43年（1968）10月1日、文書課の一部機能と都政史料館を統合し東京都公文書館が新たに設置されたことにより、以降は当館の事業となった。

当館によるマイクロフィルム撮影は、館の業務を定めた「東京都公文書館処務規程（昭和43年10月1日 東京都訓令甲第197号）」に基づきおこなわれた。引継文書の整理・保存を規定した第11条の第2項には、「館長は、引継を受けた永久保存文書をマイクロフィルム化実施基準の定めるところに従い、マイクロフィルムに撮影し、そのフィルムを保存しなければならない」とある。これをうけ作成されたのが、「マイクロフィルム化実施基準（昭和45年3月23日総務局総務部文書課長承認 45都公発第131号）」である⁸。ここでは事業の大枠が定められており、文書のマイクロフィルム化にあたっては「マイクロフィルム撮影決定書」を作成するとしている。また、公文書館長が撮影作業の細目を別に定めるともあり、具体的な手順や機材等の仕様が別途用意されていたこともわかる。

昭和48年度に撮影されたオリンピック関係文書のマイクロフィルム化は、以上の実施基準とその下に設けられた「細目」に基づきおこなわれたと考えられる。しかしながら、当館所蔵の公開資料のなかに当時の撮影手続きを定めた「細目」は存在せず、その具体的な内容を確認することができない。このため、やや後年のものとなるが、『東京都公文書館関係規程集』（東京都公文書館、昭和56年3月）に掲載されている昭和55年（1980）当時の「細目」にあたる「東京都公文書館マイクロフィルム化取扱要領（昭和55年7月22日東京都公文書館長決定 55総総公第118号）」を参考として取りあげる⁹。

この要領では、マイクロフィルムの仕様や撮影手順などに加え、フィルム保存の規定がまとめられている。これらのうち、以下の分析で活用した「ターゲット」に関する取り決めを確認しておく。なお、ターゲットについて要領では、「MF（引用者注：マイクロフィルム）の利用者にとって、利用・検索の場合の道しるべとなり、同時に判断の手がかりを与えるものである等MFの内容を明確にするため使用するもの」と定義している。

要領で定められているターゲットは13種類ある。表4では、各ターゲットの番号および名称、それぞれの役割を整理した。また、要領に掲載されている各ターゲットの体裁もあわせて図3で示した。これらのターゲットは、個々の役割に応じ撮影資料の前後ないしあいだに挿入するかたちで使用される。要領ではその標準的な使用順序も示されている。

表4 ターゲットの種類

番号	名称	マイクロフィルム化取扱要領における説明
第1	フィルム巻番号ターゲット	フィルム巻番号を示す。
第2	開始ターゲット	年度、項目が開始した時を示す。
第3	公文書ターゲット	内容を示し見出しとする。
第4	縮小率ターゲット	縮小率を示す。
第5	フラッシュターゲット	索引の目安を示す。
第6	訂正ターゲット	撮影中の直前のコマ取り直しを示す。（この場合、責任者は、受託者の代表者とする。）
第7	分割ターゲット	分割撮影を示す。
第9	継続ターゲット	文書を二巻以上に継続して撮影する場合、第九ターゲットは後巻に継続することを示し、第十ターゲットは前巻から継続することを示す。
第11	確認ターゲット	撮影責任者（受託者の代表者）、撮影者、撮影場所、事項名、文書記号、撮影範囲を示す。
第12	終了ターゲット	年度、項目が終了したときを示す。
第13	説明ターゲット	その他の場合に使用する。

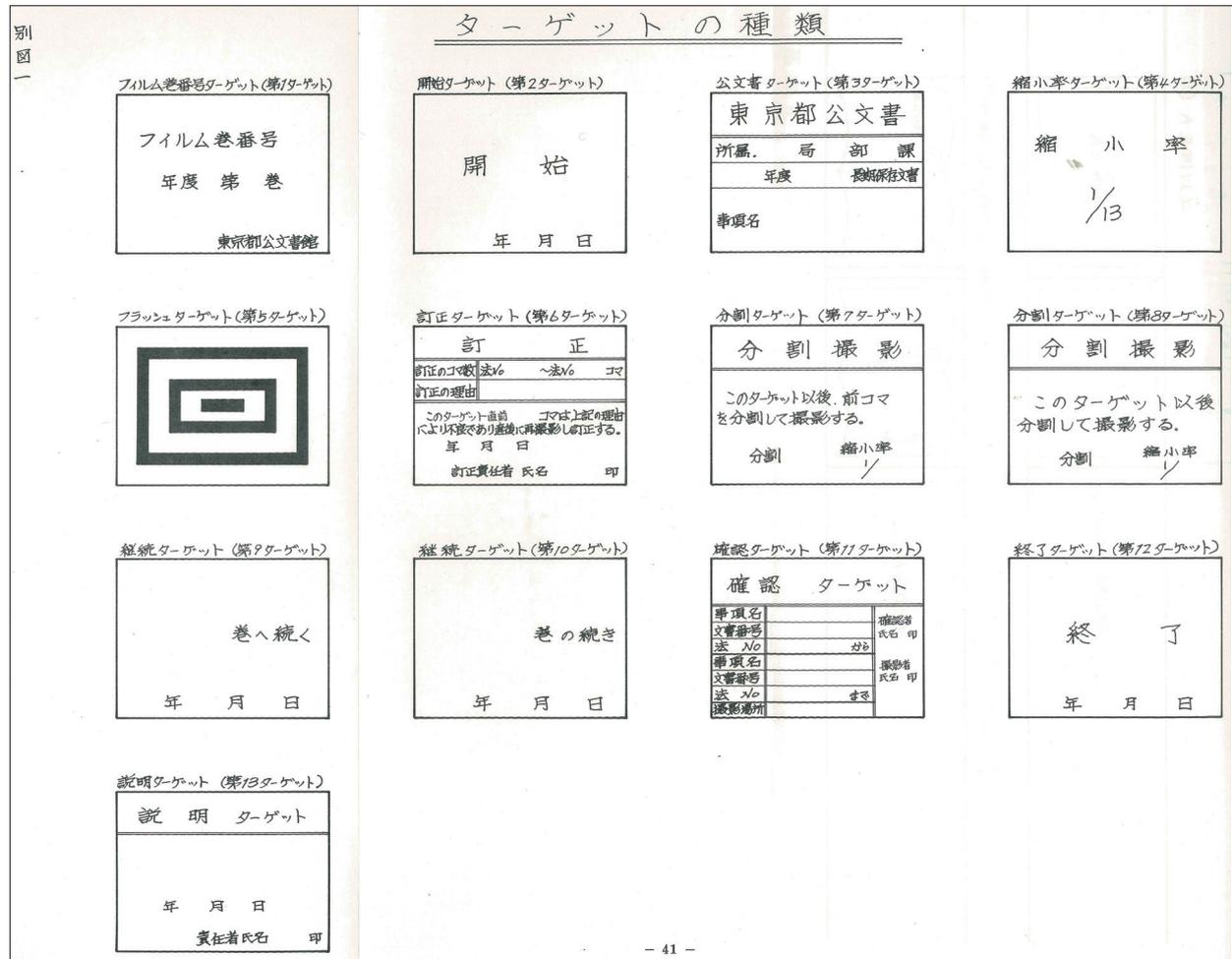


図3 マイクロフィルム化取扱要領で示されているターゲットの体裁

(2) 昭和48年度撮影マイクロフィルムの画像構成

以上をふまえ、昭和48年度に撮影されたオリンピック関係文書のマイクロフィルムをみると、撮影の縮小率や各ターゲットの体裁、使用順序は一部異なるものの、ターゲットの役割は昭和55年の要領とほぼ同じ運用であったことがわかる。

各ターゲットの基本的な使用順序を整理すると、まず各フィルムの先頭には巻番号ターゲットがあり、開始、公文書、縮小率の各ターゲット、「マイクロフィルム撮影決定書」、対象資料の順で撮影が続く。一方、フィルムの最後には、終了、フラッシュ、公文書、確認、巻番号の順で各ターゲットが用いられ、当該フィルムによる撮影が終了する。また、対象資

料が1巻のフィルムに収まらない場合は、終了ターゲットに代わり継続ターゲットが使われ、次巻フィルムの開始ターゲットも継続ターゲットに置き換えられる。

このうち本稿の分析で手がかりとなるのが、公文書ターゲットである。図4では、現在「オリンピック1」に収録されている文書の撮影に用いた同ターゲットを参考として掲載した。ここからは、撮影対象が東京都文書であることを示す「東京都公文」、事項名として「オリンピック関係綴」、撮影文書の主管部局を示す「総務局渉外観光部」の表記が確認できる。以上の記述は、昭和48年度分の撮影に使用されたすべての公文書ターゲットで共通している。一方、整理番号と分類番号の項目は、ターゲットごとに表示が変化する。撮影される文書に応じ書き換えられており、内容を分析するための指標となりうる項目だといえる。整理番号には撮影資料の文書年度が、分類番号はいずれも大分類の項目のみが使われ、事項名と考えられるものが表示されている。

次に、対象となる各文書は基本的に連続して撮影されている。ただし、一部の文書の切れ目に、終了、フラッシュ、開始の順で各ターゲットが挿入されていることがある。また、開始ターゲットに続き公文書ターゲットやマイクロフィルム撮影決定書が再度撮影される場合もある。これらの意味するところは残されたフィルムだけでは必ずしも定かではないが、少なくとも撮影時に何らかの「区切り」が認識されていたことは確かである。

東京都公文			
整理番号		昭和29年度永久保存	
分類番号	大分類	オリンピック招致	
	中分類		
	小分類		
事項名			
オリンピック関係綴			
総務局渉外観光部 課			

図4 公文書ターゲット

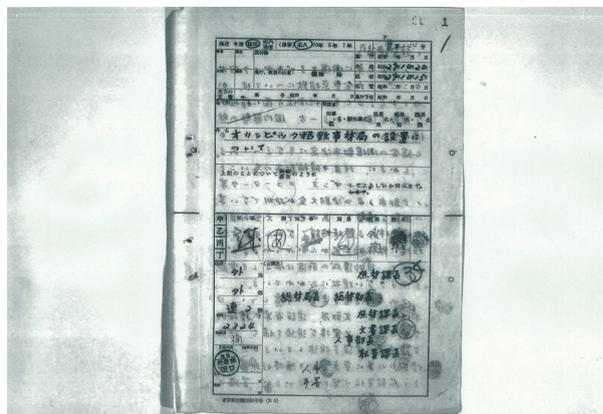


図5 左側に綴じ跡がある文書

図5にあるとおり、マイクロフィルムに収められた各文書には、撮影時点つまり現在の簿冊に製本される前の段階で綴じ跡が確認できる。これだけではもちろん断定できないが、撮影直前まで簿冊の形態で保存されていた可能性は高く、簿冊単位の撮影が完了した部分で上記の「区切り」が加えられていると推測される。なお、各種ターゲットに続き対象資料の撮影が始まる位置には、先頭文書の文書記号・番号や文書年度、事項名がまとめられた手書きのターゲットが挿入されている（図6）。昭和55年のマイクロフィルム化取扱要領

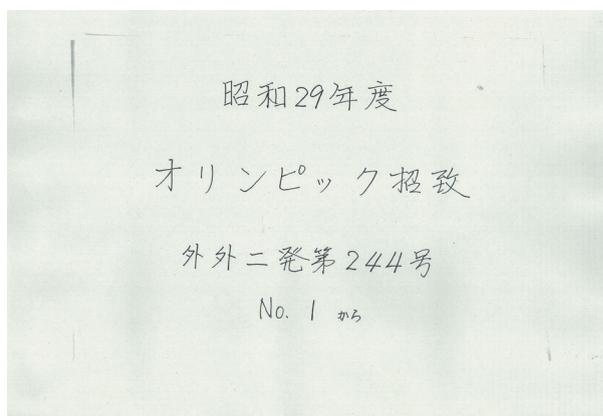


図6 手書きの「見出しターゲット」

では定義づけられていないため、便宜上これを本稿では「見出しターゲット」と表記する。公文書ターゲット同様、内容分析の手がかりとなるターゲットといえる。

(3) マイクロフィルムの画像を手がかりとした旧簿冊情報の抽出

以上の各ターゲット情報を整理し、撮影文書の請求番号や現在の収録簿冊と対照させたのが表5である。なお、昭和48年度のオリンピック関係文書撮影フィルムは、フィルム番号48-045から48-092までの全48巻に及ぶ。しかし、紙幅の関係上、本表ではこのうち招致活動期の文書を中心として、今回の分析に直接関わる範囲のみを抜粋している。

表5 オリンピック関係文書の撮影マイクロフィルムおよび使用されたターゲットの表記（抜粋）

MF番号	コマ数	文書数	収録文書請求番号	現在の簿冊名	招致期文書	撮影日	公文書ターゲット整理番号	分類番号：大分類	見出しターゲット【文書年度】	【事項名】（※「/」は改行を示す）	
48-045	630	37	1	L04.01.01	オリンピック1	○	昭和48年8月15日	昭和29年度永久保存	オリンピック招致	昭和29年度	オリンピック招致
			2	L04.01.02	オリンピック2	○	昭和48年8月15日	昭和30年度永久保存	オリンピック招致	昭和30年度	オリンピック招致
			3	L04.01.03	オリンピック3	○	昭和48年8月15日	昭和31年度永久保存	オリンピック招致	昭和31年度	オリンピック招致
			4	L04.01.04	オリンピック4	○	昭和48年8月15日	昭和32年度永久保存	オリンピック招致	昭和32年度	オリンピック招致
48-046	577	26	1	L04.01.05	オリンピック5	○	昭和48年8月15日	昭和33年度永久保存	オリンピック招致	昭和33年度	オリンピック招致
			2	L04.01.06	オリンピック6	○	昭和48年8月15日	昭和34年度永久保存	オリンピック招致	昭和34年度	オリンピック招致
			3	L04.01.06	オリンピック6		昭和48年8月15日	昭和34年度永久保存	オリンピック準備	昭和34年度	オリンピック招致
			4	L04.01.07	オリンピック7		昭和48年8月15日	昭和36～37年度永久保存	オリンピック準備	昭和36～37年度	オリンピック準備 経理工事
48-047	677	7	前巻続き	L04.01.07	オリンピック7		昭和48年8月17日	昭和36～37年度永久保存	オリンピック準備	昭和36～37年度	オリンピック準備 経理工事
			連続	L04.01.08	オリンピック8						
			連続	L04.01.09	オリンピック9						
			連続	L04.01.10	オリンピック10						
48-078	665	31	1	L05.02.04	オリンピック94		昭和48年12月18日	昭和38年度永久保存	オリンピック準備	昭和38年度	オリンピック準備/経理・工事
			連続	L05.02.05	オリンピック95						
			連続	L05.02.06	オリンピック96						
			連続	L05.02.07	オリンピック97						
48-079	607	38	1	L05.02.07	オリンピック97		昭和48年12月21日	昭和32～38年度永久保存	オリンピック準備	昭和32～38年度	オリンピック準備/経理・工事
			連続	L05.02.08	オリンピック98						
			連続	L05.02.09	オリンピック99	○					
48-080	600	70	前巻続き	L05.02.09	オリンピック99	○	昭和48年12月24日	昭和32～38年度永久保存	オリンピック準備	昭和32～38年度	オリンピック準備/経理工事
			2	L05.02.10	オリンピック100		昭和48年12月24日	昭和35～37年度永久保存	オリンピック準備	昭和35～37年度	オリンピック準備/経理
48-081	601	45	前巻続き	L05.02.10	オリンピック100		昭和49年1月9日	昭和35～37年度永久保存	オリンピック準備	昭和35～37年度	オリンピック準備/経理
			連続	L05.02.11	オリンピック101						
48-082	621	45	1	L05.02.12	オリンピック102	○	昭和49年1月11日	昭和30～38年度永久保存	オリンピック準備	昭和30～38年度	オリンピック招致
			連続	L05.03.01	オリンピック103						
48-083	630	84	前巻続き	L05.03.01	オリンピック103		昭和49年1月12日	昭和30～38年度永久保存	オリンピック招致	昭和30～38年度	オリンピック招致
			連続	L05.03.02	オリンピック104	○					
			連続	L05.03.03	オリンピック105	○					
			2	L05.03.03	オリンピック105	○	昭和49年1月12日	昭和30～34年度永久保存	オリンピック招致	昭和30～34年度	オリンピック招致
48-084	629	46	前巻続き	L05.03.03	オリンピック105	○	昭和49年1月14日	昭和30～34年度永久保存	オリンピック招致	昭和30～38年度	オリンピック招致
			連続	L05.03.04	オリンピック106	○					
			連続	L05.03.04	オリンピック106	○					
48-085	634	84	前巻続き	L05.03.04	オリンピック106	○	昭和49年1月14日	昭和30～34年度永久保存	オリンピック招致	昭和30～38年度	オリンピック招致
			連続	L05.03.05	オリンピック107	○					
			2	L05.03.06	オリンピック108	○	昭和49年1月14日	昭和33年度永久保存	オリンピック招致	昭和33年度	オリンピック招致
48-086	599	133	1	L05.03.07	オリンピック109		昭和49年1月16日	昭和34～35年度永久保存	オリンピック準備	昭和34～35年度	オリンピック準備/秘書事務関係
			2	L05.03.07	オリンピック109		昭和49年1月16日	昭和35年度永久保存	オリンピック準備	昭和35年度	オリンピック準備/経理
			3	L05.03.08	オリンピック110		昭和49年1月16日	昭和36～37年度永久保存	オリンピック準備	昭和36～37年度	オリンピック準備/庶務
			連続	L05.03.09	オリンピック111						
			連続	L05.03.10	オリンピック112						

※開始ターゲットに代わり継続ターゲットが使用されているフィルムの場合は、「前巻続き」と表記した。

※現在複数の簿冊に収録されている文書がターゲットによる区切りを入れず続けて撮影されている場合は、「連続」と表記した。

この表からは、公文書ターゲットおよび見出しターゲットにより、撮影前の文書の保存状態が一部推測可能であることが確認できる。例えば、フィルム番号48-045と48-046の場合、ターゲットが多用されており、単年度ごとに撮影対象が細かく区切られている。それぞれの区切り位置およびターゲット記載の文書年度も、現状の「オリンピック1」から同「6」の各簿冊の構成とほぼ対応しているため、以上については単一年度の文書で編集されていた撮影前のまとまりに即し再製本がおこなわれていると考えられるのである¹⁰。

なお、これらの簿冊に収録されている文書をみると、いずれも保存年限が「永久保存」と指定されたものが綴られていることがわかる¹¹。表では省略したが、48-047以降48-077まで大会準備期間の永久保存文書が続いており、現状における各簿冊の排列は永久保存文書を優先して取りあげたとみられる撮影順序の影響を受けていることも確認できる。

このように、昭和48年度マイクロフィルム撮影分の簿冊でも撮影に用いられているターゲットを手がかりとすることで、平成8年度撮影分の簿冊と同様、当時の規定に基づく保存

文書の編集がおこなわれていた形跡がみえてくる。また、見出しターゲットの事項名も各簿冊に付与されていた名称の可能性が高い。招致活動期のものは共通した表記だが、開催決定後の文書に関しては「オリンピック準備」の文言に加え、その一部では「経理・工事」など細目が併記されており、各簿冊がどのように分類されていたかがうこともできる¹²。

ただし、すべてのフィルムで以上の推定ができるわけではない。フィルム番号 48-079 以降に関しては、ターゲット記載の文書年度が複数年にわたり、現在複数冊に収録されている文書を区切りなく捉える傾向が強まるからである。例えば、48-079 の場合、現在「オリンピック 98」に収録されている昭和 36 年度の文書に続き、同「99」にある昭和 32 年度の文書が撮影されている。48-082 でも「オリンピック 102」と同「103」に含まれる年度が異なる文書が連続している。加えて事項名の表示も、公文書ターゲットでは「オリンピック準備」とあるのに対し、見出しターゲットは「オリンピック招致」と混乱がみられる。

このような撮影対象の区切りが不明瞭となる背景には、撮影文書の保存年限が関係していると推測される。前述のとおり 48-077 までは永久保存文書が撮影対象であるのに対し、区切りが不明瞭なフィルムでは保存年限が有期のものが扱われているからである。例えば、48-079 では 15 年保存文書、48-082 では 10 年保存文書を撮影している。

以上の違いは、「マイクロフィルム撮影決定書」からも確認できる。昭和 48 年度の撮影に関わる決定書は、48-045 から 48-077 で共通する決定書 A と、48-078 から 48-092 までの決定書 B の 2 種類が存在する。これらの決定書には撮影対象を示す「事項名」の項目があり、決定書 A は公文書ターゲットと同じ「オリンピック関係綴」と表記されている。一方、決定書 B では「オリンピック関係綴／長期保存文書（扱い）」とあり、違いがみられる。この「長期保存」とは、東京都処務規程に代わり昭和 47 年（1972）3 月 15 日に制定された「東京都文書管理規程（東京都訓令甲第 11 号）」で、永久保存を廃し新たに設けられた保存年限の区分をさす。ここから決定書 B の事項名表記は、かつての永久保存文書にあたる長期保存文書に準じた「扱い」とされる有期の保存文書であることを明示したものと推測される。

このように保存年限が撮影方法やターゲットの用い方、おそらく文書の保存方法自体にも何らかの影響を及ぼしていると考えられるが、なお不明なところも多く、結論を得るにはさらなる分析が必要である。そのため、表 5 におけるフィルム番号 48-078 以降は、現段階で確認ないし推定しうる区切りのみをまとめた¹³。

おわりに

現在、オリンピック関係文書の閲覧は原本を提供している。基本的にこれらの文書が利用される場合、目録情報検索システムを介し文書一件単位で申請をうけ、当該文書が含まれる簿冊単位で出納している。そのため、利用者は簿冊に綴じられているすべての文書をあわせて確認することができるわけだが、にもかかわらず、各文書がどのような理由や経緯でひとつにまとめられているのか、簿冊本体から直接それらを把握するのは困難だといえる。

これは、現状の簿冊が収録文書のマイクロフィルム撮影を機に再製本されたものであることと関係している。この製本処理の過程で合綴など原状の変更をとまなう編集が施され、また簿冊情報の一部が失われてしまった。本稿では以上の事実を確認したうえで、残された痕跡から再製本以前の情報が復元可能か検証した。この結果、各文書は当時の文書管理規定に基づきまとめられていたものであり、その編集内容も部分的に把握できることが判明した。

また、再製本がおこなわれた直接の要因にあたるマイクロフィルムの撮影画像からも手がかりを得られることがわかった。あわせてフィルムの分析により、オリンピック関係文書全体の編成や、現在の排列には一定の規則性があることもみえてきた。

ただし、以上の見通しは、オリンピック関係文書のうち招致活動期の文書のみを対象とした調査に基づくものであり、分析に利用したマイクロフィルムも一部に限られる。オリンピック関係文書全体に範囲を広げ、あらためて検証を重ねる必要があるといえる。

- 1 「東京都文書管理規則（平成11年12月3日 規則第237号）」第39条第1項において、公文書は電子文書を除き「必要に応じて利用することができるように、分類記号別に、かつ、一件ごとに整理しておくものとする」と規定している。なお、同条第2項では、「相互に極めて密接な関係がある」場合に限り、複数の文書を「一群の公文書として整理することができる」としており、現在、簿冊形態による文書の管理は例外と位置づけられている。
- 2 オリンピック関係事務機構の変遷に関しては、『都史資料集成Ⅱ』第7巻「オリンピックと東京」（東京都、平成30年）掲載の「解説」および『第18回オリンピック競技大会東京都報告書』（東京都、昭和40年）を参照
- 3 第3回アジア競技大会は、昭和33年（1958）に東京で開催された。同大会組織委員会の文書が当館に引き継がれた経緯および詳細は不明である。なお、同文書の編成を分析したものとして、森本祥子『『国際標準記録史料記述（一般原則）』適用の試み——行政文書の場合』『史料館研究紀要』第29号（平成10年）がある。
- 4 この昭和29年の規程改正により、「文書保存分類表」が同規程の付表として新たに追加され、完結文書の編集は分類表の事項別および第52条で定めた保存年限別に処理することと決められた。分類表は大分類・中分類・小分類の三層構造となっており、小分類項目のひとつに「オリンピック招致」が確認できる。オリンピック関係文書のうち招致活動期の文書を編集した旧簿冊で表示されている事項名は、この分類表に基づいているとみられる。
- 5 この簿冊に収録されている招致活動期の文書は、いずれも現在の簿冊には編綴されておらず、他と異なる様式のファイルに一括された状態で保存されている。そのため、今回の分析では処理方法が異なる例外と位置づけた。
- 6 前述のとおり、平成8年度に撮影した文書の収録簿冊には、表紙の見返しにその旨の記載がある。これにより各文書の撮影時期が識別できる。上記の印字がある簿冊は、「オリンピック121」から同「280」までのすべてである。一方、これらより前に排架されている簿冊は、いずれも記載がない。ここから、オリンピック関係文書は撮影年度別にまとめ、昭和48年度、次いで平成8年度撮影文書の順に排列していることがみえてくる。
- 7 東京都文書のマイクロフィルム撮影事業が始まった経緯に関しては、白石弘之「東京都公文書館の歴史 文書疎開から30年公開まで」『東京都公文書館調査研究年報<WEB版>』第1号（平成27年）で詳述されている。
- 8 『東京都公文書館要覧』昭和45年度版で全文が確認できる。
- 9 このときあわせて実施基準も改正されたが、公文書館長が細目を別途定める規定自体は踏襲されている。
- 10 このうち「オリンピック4」は、表2のとおり収録文書が複数年にわたっている。これは、1事案を一連の起案文書で処理したものについて、現在の目録では各文書を個別にそれぞれの起案年月日で採録していることによる。また、同「6」のみ収録文書をふたつにわけて撮影しているが、各文書をみると開催決定前後で区切られていることがわかる。文書の作成も前者が招致事務を当時所管していた広報渉外局観光部招致課、後者は同課を再編し大会準備事務のため新設したオリンピック準備事務局と異なることから、元の簿冊が各個に分かれていたと推測される。
- 11 ただし、このなかには保存年限が有期の文書が一部含まれている。これは、保存文書の編集方法を定めた東京都処務規程第53条に「二以上の完結文書で保存年限を異にする場合においてその文書が相互にきわめて密接な関係があるときは、その長期のものにより編集及び製本すること」と規定されているためであると考えられる。
- 12 なお、注4で言及した文書保存分類表には「オリンピック準備」という分類項目は存在しない。しかし、分類表の備考として表中の事項名に分類できない文書に関しては別途事項名を設けることができると規定されている。具体的な分析は今後の課題となるが、オリンピック準備期間の保存文書は以上に基づき編集されたと考えられる。
- 13 このうちフィルム番号48-084で撮影されている「オリンピック106」収録文書は、前半が15年保存、後半は10年保存文書で構成されており、ターゲットでは確認できない区切りがあったと推定される。これらの文書には、図5の文書の右上に見えるものと同様、欄外に編綴順序と対応した通し番号が記されているのだが、10年保存文書からは番号が振り直されている。紙幅の関係で今回は詳述できなかったが、オリンピック関係文書以外の現存する簿冊から、この番号は東京都処務規程で保存文書の編集にあたり作成が定められていた「索引目次」の採録順序と対応していることが確認できるため、編綴の段階で索引用に書き込まれたものであり、元はふたつの簿冊に分かれていたと考えられる。

【講座報告】

首都大学東京オープンユニバーシティ講座

東京都公文書館 史料編さん担当
小林信也・工藤航平・西木浩一

はじめに

首都大学東京オープンユニバーシティにて「～江戸・東京の「まち」と「ひと」シリーズ～ 江戸の食文化 江戸の食と暮らし」と題した講座4回のうち、第2回から第4回までを当館職員が行った。本報告は、各講演者から講演概要等の紹介である。

8月29日 第2回 江戸の外食事情－高級料亭の世界 小林信也

9月5日 第3回 江戸の食と出版文化 工藤航平

9月12日 第4回 江戸の食文化を支えた人々～周辺農村の生産と流通 西木浩一

本報告書は当館職員の報告書であるため、8月22日第1回の小泉徹首都大学東京教授の講座は掲載していない。

第2回 江戸の外食事情－高級料亭の世界

小林信也

1 江戸の飲食業界の構造と高級料亭

文化8年(1811)3月、町奉行所が名主たちに命じて実施した調査によると、江戸の町方で営業する飲食店の数は7603軒であった。ただし、調査に際して、露店や屋台などの非常設店舗や行商の飲食業者はその数が「際限」無いという理由から対象外とされていて、この7603軒という数字は、町内の町人所持地面で営業していた常設店舗の飲食店の総軒数である。

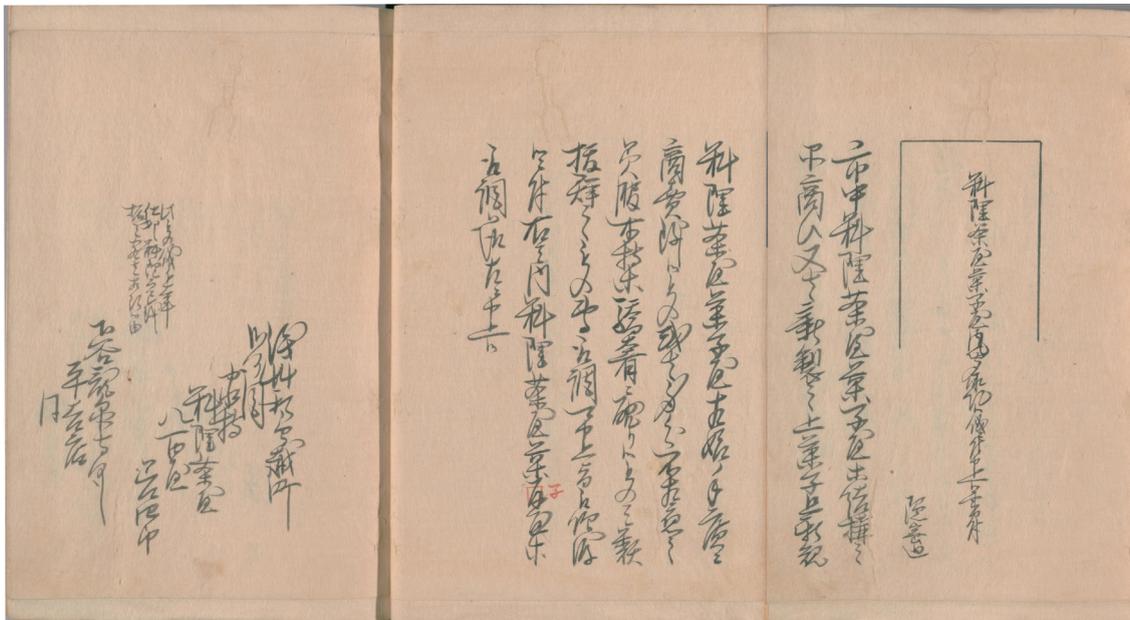
この調査報告では、飲食店が「すしや」「蒲焼屋」などといった15種類に分けられ、それぞれの軒数が記載されているが、高級料亭が属すると考えられる「貸座敷料理茶屋」は466軒であった。

図①は、深川の富岡八幡の境内地にあった有名な高級料亭の座敷で開かれている宴席の様子である。「二軒茶屋」と称される松本と伊勢屋の二軒の料亭のうち、松本の座敷を描いたものと推定されている。雪の庭を楽しむべく障子が取り払われた座敷では、火鉢を前に座っている町人風の男性が畳にしている相撲取りを招いて酒宴を開いている。その町人の側に座っている女性たちや図中の手前の方で三味線を持っている女性などは芸者であろう。奥には幫間もいる。右端手前の剃髪・黒衣の男は例えば俳諧の師匠などの文化人であろうか。



図①「二軒茶屋 雪中遊宴之図」（『江戸名所図会』） 国立国会図書館蔵

2 町奉行所役人が選んだ「抜群」の高級料亭 29 軒



史料① 天保12年2月付「料理茶屋・菓子屋風聞承札候儀二付申上候書付」
（『市中取締類集』市中取締之部一ノ二） 国立国会図書館蔵

天保12年（1841）2月付の史料①（上掲の写真は冒頭部分のみ）には、天保改革の際、奢侈禁令の厳格化に関連して、町奉行所の隠密廻の役人が、江戸市中とその近郊で営業する料理茶屋の中から「抜群のもの」とする29軒を書き上げ、当時の営業状況などについて簡単なコメントを付した部分がある。

29軒のうち筆頭は、上掲の写真にあるように、八百屋善四郎（八百善、浅草鳥越町二丁目）である。以下、田川屋幸次郎（下谷竜泉寺町）・平野屋清七（平清、深川永代寺門前東仲町）・

川口屋なお（浅草橋場町）・柳屋ます（同前）・相生屋半七（嶋村、数寄屋町）・清水楼善兵衛（桜田伏見町）・桜井甚五郎（堺町新道）・川越屋安五郎（伊勢町）・武蔵屋源七（深川吉祥寺門前）・青柳安兵衛（本所藤代町）・松坂楼平六（住吉町）・百川茂左衛門（本町三丁目裏河岸）・小倉庵長右衛門（北本所元瓦町）・常磐虎右衛門（本両替町）・川越屋長次郎（浅草御蔵前片町代地）・伊勢屋源七（芝口二丁目）・石橋庵利兵衛（深川仲町）・東風屋栄次郎（深川仲町）・酔月楼彦兵衛（木挽町新屋敷）・伊勢屋栄吉（西河岸町）・善事楼善次郎（幸橋御門外本郷六丁目代地）・相模屋政五郎（本所相生町五丁目）・平岩岩右衛門（葛飾郡須崎村）・武蔵屋権三郎（同前）・大黒屋七五郎（大七、同前）・甲子屋藤右衛門（浅草橋場村）・伊勢屋安右衛門（深川八幡社内）・松本屋歳右衛門（同前）。

また、史料①には、この29軒の書き上げにつづく部分で、「以前」の料理茶屋は、大きな座敷を一つ二つ設えてそれを衝立などで仕切って客を入れていたが、それだと客同士が遠慮したりあるいは酒酔いで口論になったりするため、「近年」は「幾間」にも仕切った座敷（区分けされた中小の個室のことであろう）や離れ座敷を設えるという「風習」になった、と記されている。ここでの「近年」がいつからのことなのか不明確だが、寛政末年頃から挿絵の制作が始まった『江戸名所図会』には個室的な座敷や離れ座敷を備えた料理茶屋が描かれていることから、そうした構造の料理茶屋が増えだしたのは18世紀末のことだったとも考えられる。



図② たくさんの離れ座敷を備えた高級料亭（歌川広重『江戸高名会亭尽』より「本所小梅小倉庵」 国立国会図書館所蔵）

3 過剰な「料理之精製」は「賄賂筋」

江戸市中の飲食店が特別注文（「誂」）に応じ無用に華やかな料理を密かに提供しているのではないか、という風聞に対して町奉行所の市中取締掛の役人が意見を述べた、弘化2年（1845）2月付の史料がある（『大日本近世史料』市中取締類集1、469～467頁）。

これによると、「富豪にて美食を好み候者」であつてもふだんは「花美精製」の料理は好まないという。ただし「賄賂筋」が盛んに行われている時節には「精製」の料理が存在する

という。何か「心願」が自分にあつて先方に「気ニ入」られようとするから「高価ニ拘わらず珍敷ものを競」った料理を注文するのだという。したがって、「重キ御役人方」が「御廉直」になればその「風儀」が「下々小役人」まで押し移り、すると「精製を尽くし」た料理も需要（「売レ口」）を失い、自然に無くなるのが「道理」だというのである。

世知に長けた町奉行所役人らしい鋭い意見である。

第3回 江戸の食と出版文化

工藤航平

はじめに

徳川政権のもと平和な時代、生活の安定と経済的余裕が生まれると、分限に応じてさまざまな楽しみを享受するようになった。その一つが「食」といえよう。大消費都市・江戸を支える関東地方「地廻りもの」の成長、海運航路整備による全国的流通網の確立により、新たな「ブランド品」の誕生と、全国の特産物が入手できるようになった。庶民の食文化への関心の高まりが、度を越えた初物を求める姿や、促成栽培や養殖、新たな加工品や調理方法、食器や作法などを生み出したのも江戸時代である。

江戸時代の大きな特徴の一つは、出版技術の進展による知識の伝達システムの変化である。刊行された書物は購入のほか、貸本や写本を通じて庶民にまで受容層を広げた。多くの人びとが高い関心を示した食文化も、出版メディアの格好の対象として幅広く取り上げられることとなったのである。

1 描かれた食文化



画像①



画像②



画像③

江戸時代の食文化は、文字だけではなく、様々な媒体において描かれた。

江戸時代を代表する出版物である錦絵には、全国のさまざまな人物や名所、風俗などとともに、土地の名物や旬のものがよく描かれた。また、子供から大人まで楽しんだ双六では、「新版御府内流行名物案内双六」（国立国会図書館デジタルコレクション）のように、江戸市中で有名な名物や料理屋・料亭が取り上げられている。画像①は初代歌川豊国「三十六ばんつばき 役者十二つき 八月十二だん月見乃図」（文化6年 [1809]）、画像②は十返舎一九『宝

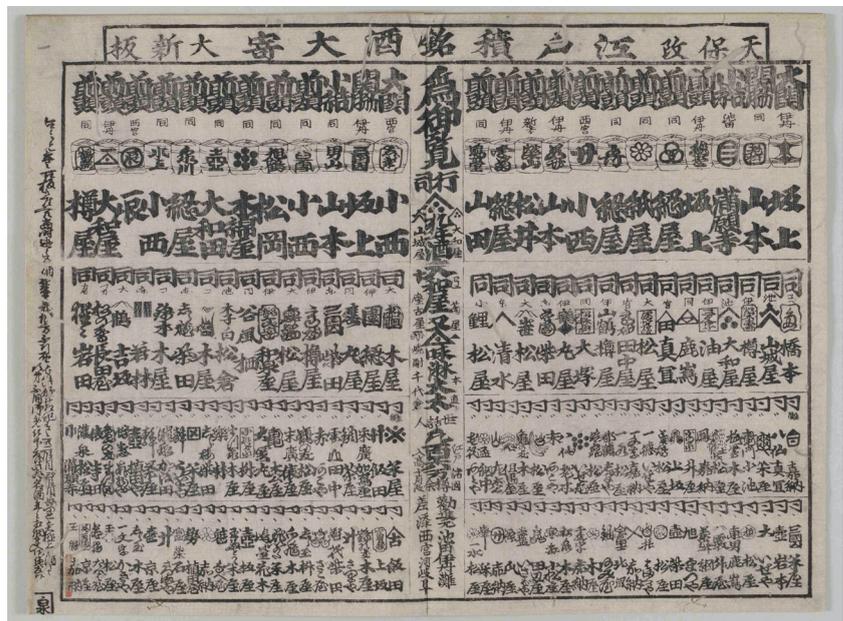
船桂帆柱』(文政10年[1827])の居酒屋を描いた場面、画像③は三代歌川豊国「当世四季之詠 冬之部」(安政4年[1857]、以上、国立国会図書館デジタルコレクション)である。

この三つの作品には共通して酒器が描かれているが、その種類は①銚子、②チロリ、③徳利と異なる。江戸時代の風俗百科事典といえる喜多川守貞『守貞漫稿』(天保8年[1837]起稿)によると、それまで爛酒を呑むには銚子やチロリを使ったが、幕末に爛徳利が登場。銅鉄器ではないので味が変化せず美味しく、他の酒器へも移し替えず冷めないという利点があるが、広く普及したという。時期や場面を反映して食文化が描き分けられており、江戸時代の食文化の特徴や変遷を読み取ることができるのである。

2 見立番付を読む

見立番付とは、相撲興行で力士の格付けなどを紹介する一枚摺りの番付に見立て、世相や人びとの興味を引く事柄をランク付けしたものである。画像④は、全国の銘酒をランキングした「天保改江戸積銘酒大寄」(東京都立中央図書館所蔵)である。

ほとんどが上方の酒であることがみてとれる。上方の酒造家は優れた濾過装置を備え、原料や人材などにも恵まれ、大量の「澄み酒」(清酒)を醸造できた。一方、関東では、幕府主導の上酒醸造政策のもとで酒造家の養成が図られたが、結果は芳しくなく、上方優位の経済構造に変化はなかった。ただ、江戸時代後期になると、上方酒造業者の生産量増大により、それまで濁り酒しか口にできなかった江戸の庶民も清酒に手が出せるようになり、爛酒を呑む風習が広まることにも繋がったといわれている。



画像④

番付の銘柄と産地・酒造家に注目すると、産地・酒造家の異なる同じ銘柄が複数あることがわかる。これは、既に人気のあった先発組(伊丹・池田など)の銘柄を後発組(灘・今津など)が拝借して、類似品である「似寄酒」を造り、なかには大量の混ぜ物で味を似せた「贗酒」も登場したことによる。

見立番付には、当時の食文化のさまざまな情報が詰まっているといえよう。

3 料理本の世界

宝暦・天明期になると、読んで楽しむ料理本が登場し、料理をしない素人をも対象とするようになった。

特に有名な『豆腐百珍』(天明2年[1782]正編刊行)は大坂書肆から出版されたが、人気に伴って京都・江戸でも販売され、その後の鯛、海鰻、玉子、柚、大根など百珍ブームの火付け役となっている。また、購入した米を主食とする都市住民が増加するなか、全国のご当

地飯や工夫した食べ方を紹介した『名飯部類』（享和2年[1802]）も刊行された。

一方、米価高騰のなかで米の使用量を抑える方法や、飢饉などの際の食事方法なども、出版を通じて広められた。

江戸時代の人びとは、娯楽だけではなく、生きていくための術としての食文化を、出版文化を通して手に入れていたのである。

4 産物・産業への注目

寛政11年(1799)、大坂書肆から平瀬補世著『日本山海名産図会』が刊行された。この書物は、全国各地の名産を取り上げ、詳しい生産工程の説明をつけているところが特徴である。画像⑤は同書(国立国会図書館デジタルコレクション)のうち「松前昆布」の挿絵で、昆布の収穫から加工までを一つの場面に描いている。



画像⑤

全国各地でさまざまな名産品（ブランド品）が生産されており、この時期は諸藩で国益のため「国産」品の生産に力を注いでいた。

消費者たる庶民は、単に各地の「名物」に関心を持つ時代から、諸国の「名産」「特産」へ関心が移り出した時代といえる。

おわりに

江戸時代は、食に対する関心の広がり、食文化の対象の広がりを見せた時代であった。そして、政治、経済・産業、社会、文化が密接に関連して食文化を形づくったのである。

食と出版文化との関係は、当初の儀礼や専門家のみを対象とした実用書から、娯楽や知的興味など素人まで対象を広げ、さまざまな作品で表現されるものとなった。また、出版を通じて、地域性の拡散、全国的な均質化もみられ、人びとが生きていく上での根本でもある食、食文化の発展には出版メディアは欠くことのできない要素であったといえる。

第4回 江戸の食文化を支えた人々～周辺農村の生産と流通

西木浩一

はじめに

江戸の食文化をテーマとした4回連続講座の最終回では、都市江戸での消費としての食文化から視点を変えて論じることにする。人口100万人を超えていたという巨大都市江戸。その住民の胃袋を満たす膨大な食品を供給し、さらに新鮮さや初物といった都市民の欲求に応じた、都市周辺農村の生産と流通の局面にスポットを当ててみようと思う。

現在の東京23区は、江戸以来の市街地とその周辺農村に分けられる。ごく大雑把に言えば、前者は明治11年(1878)に15区を成立させ、明治22年に東京市が成立した範囲であり、後者は20世紀以降の急激な人口増加を受け、昭和7年に東京市に取り込まれ新たに20区を成立させたエリアであった(図①)。

都市江戸にもっとも近接したこれらの周辺農村は、とくに生鮮食品について江戸の市場の需要にもっとも敏感に反応し、さまざまな工夫を凝らして特産品を生み出した地域であった。

1 生み出された特産野菜

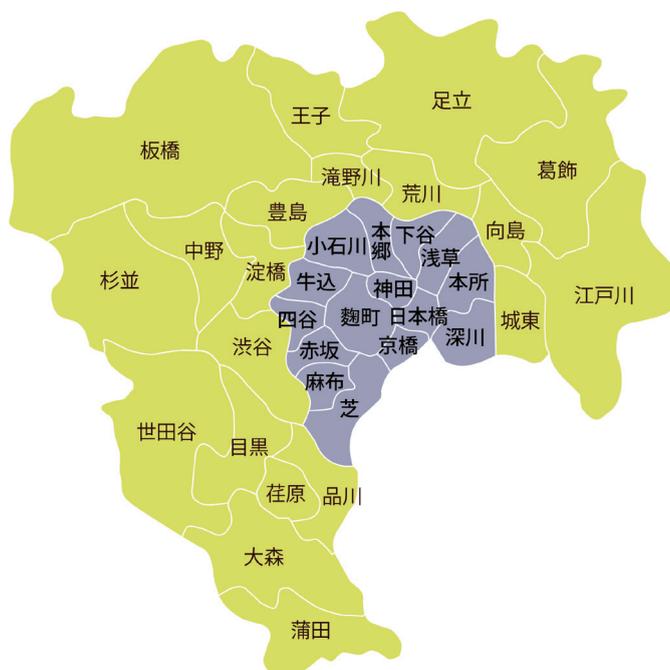
東京23区は地形的に観ると、西側は武蔵野台地上に、東側は東京低地に広がっている。それぞれの地質条件に規定されそこで作られる作物の種類にも自ずと違いが生じることになる。

(1) 武蔵野台地上の作物

ここではまず武蔵野台地上の作物からみていこう。

武蔵野台地には関東ローム層が堆積している。これは洪積世時代(200万～1万年前)に活動した箱根・富士火山の火山灰が偏西風に乗って関東一円に運ばれ、それが風化して粘土化した赤褐色の土壌をいう。粘土・シルト・砂というさまざまな大きさの粒子が混じっているので粒子間の隙間が大きく、根の深く入る植物の生育に適している。このため、大根・牛蒡・人参などの根菜類、しかも細長い形状のものが特産化していった。代表的なものが練馬大根、滝野川人参などだ。

この内、練馬大根は江戸の歌人、歌学者戸田茂睡が残した紀行文『紫の一本』(天和3年<1683>刊)にも特筆されている。武蔵野の村々の民家が夥しく増え、「瓜・茄子を初め菜・大根などすべての野菜を毎日毎日江戸へ付け出す」とし、さらに料理屋の奥の中二階に上がると、「ねりま大根、岩槻牛蒡、笠井菜、芝海老、千住ねぎを、とりかえとりかえ馳走する」との記述があるのだ。17世紀後半には、武蔵野台地上の村々において江戸への販売を前提とした商品作物の生産が本格化しており、また名産野菜として料亭などで供されていたことも明らかであった。



図① 旧市街(15区)と新市街(20区)

18世紀以降、練馬大根の名声はさらに高まり、寛政6年(1794)刊の2つの地誌『武蔵演路』、『四神地名録』は、それぞれ「誠に日本第一とす」「大根においては日本第一といふべし」とされるに至るのである。

練馬周辺の村々は、畑作が中心であり、大根の他、大麦・小麦・粟・稗・もろこし・牛蒡その他の作付けを行い、これらの作物を江戸へ持ち出し、その売上金をもって年貢上納を行っていた(嘉永3年〈1850〉「土支田村村差出明細帳」)。村の存立自体が江戸と結びついた商品作物の生産・流通にかかっていたことになる。

ところで練馬大根と通称されているものの中には、生大根のまま出荷され煮食用や浅漬用に利用される「練馬秋づまり大根」と、沢庵漬けに加工される干大根の「練馬尻細(大長)大根」という代表的品種があった。この内、商品として圧倒的なシェアを占めたのが後者による沢庵づけであった。

次に引用するのは『浅草寺日記』第七卷所収、寛政5年(1793)11月3日の記事である。

寛政五年十一月三日 御納戸

一 沢庵大根 壺万本落札 練馬村 市郎右衛門

百本ニ付錢四百四十八文

浅草寺は子院三十四カ院によって運営される巨大組織であったが、毎年冬になると一万本前後の大量の沢庵漬けが購入されていた。浅草寺の事務方はこれを入札方式で行っており、多くの年で練馬村の百姓が落札している。

一万本の大根が運ばれていく光景を想像しただけでもすごいが、江戸全体での消費量ほどのくらいに上ったのであろうか。ともあれ、土壌の特性と江戸まで近接している地の利を活かして品種改良にも努めた練馬大根の沢庵漬けは、江戸西郊農村を代表する特産作物となり、さらに近代以降も缶詰として海外に輸出されるなど、地域を支える産物へと成長を遂げていったのである。

(2) 東京低地の名産野菜

武蔵野台地に関東ローム層を形成する火山灰が降り積もる時代、東京低地地域は海であり、その堆積をみななかった。現在の土質は荒川や利根川の運んだ沖積土であり、植物養分に富んだ肥沃な土壌で水利条件も良い。このためこの地域は基本的には米どころで、とりわけ江戸時代、葛西米といえはブランド米の一つであった。

しかし江戸という巨大な市場に隣接しているため、米作の傍ら農間稼ぎとしての野菜作りが盛んになっていった。いくつかの村明細帳を掲げておこう。

享保10年(1725)「川端村 村鑑明細帳」(現葛飾区)

農業間、前栽物少々作り江戸へ売り出し申し候。其外稼ぎ御座なく候。

冬菜、茄子、大角豆(ささげ)、瓜の類少し作り、江戸中之郷町へ出し、売り申し候。

延享3年(1746)「上小合村 村差出明細帳」(現葛飾区)

米穀、前栽物、内、瓜、茄子、葱、牛蒡、少し宛作り、千住并神田土物店へ出し、売り申し候。

文化2年(1805)「笹ヶ崎村(村明細帳)」(現江戸川区)

五穀之外多く作り候は、茄子、うり、かぼちや、いんげん、ささき(ささげ)、菜、大根を作り、江戸本所辺へ売り出し申し候。

このように米穀生産を主としながら、農間稼ぎとして取り組まれた野菜作りが江戸市場へ

と結びついていく様子を見て取ることができる。

そうした生産はやがて特産野菜を生み出していくこととなった。小松菜・谷中生姜・千住ネギなどである。

ところでこうした野菜類は鮮度が命。実は江戸の市場めがけて夜通しの流通努力が行われていたのである。そのことが判明する幕末文久元年（1861）の史料を紹介しよう。海防強化のため川船役所での夜間取締が厳重に行われる方針が示されたのに対して、東葛西領 55ヶ村の代表とこの一体の村々における船持の代表等は、野菜運搬船を取締対象から除外するよう求めて代官に出訴した。その中で次のように述べられている（『江戸川区史』第一巻）。

青物の儀、日々夕暮れまでに洗い上げ、夜中船積み、未明を待ち受け市場その外へ売り渡し候処、右積み送り候荷船の儀日中差し送り候えば忽ち品物相痛み、売り物に差し支え、日越し相ならざる品にて、甚だ難渋仕り候故、先前より夜中にてても中川御関所通船御免相成り居り候儀に御座候。

収穫した翌日の昼間に運び入れたのではたちまち商品が傷んでしまうため、毎日夕暮れまでには洗い上げて、夜中に船に積み込み、夜がまだすっかり明けきらない時分に市場その他へ搬送しているという。そして、こうした野菜船はこれまで中川御関所（川船改め役所）の鑑札改めを免除されていたのであった。

東京低地における野菜作りは、このような流通上の工夫と努力によって、巨大市場江戸に新鮮な野菜類を大量に調達していたのである。

2 初物嗜好に應える

生鮮野菜を求めるのみならず、江戸の住人たちの中には季節の食物を少しでも早く食べようという初物嗜好が旺盛だった。このため、季節到来直前に仕入れて高値で販売するという目ざとい商人も登場するだろう。そうした初物による値段高騰を防ぐため、幕府は食品ごとに販売解禁のタイミングを触れ出すという策を講じるに至った。確認できる最初の触れは貞享3年（1686）5月のもので、この時は野菜類が対象であった。いくつか列挙しておこう。

- 一 生しいたけ 正月節より四月まで
- 一 はうふう（防風） 二月節より
- 一 つくし 三月節より
- 一 わらび 三月節より
- 一 竹の子 四月節より

各月の節季、つまり正月であれば立春、2月であれば啓蟄、3月ならば清明といった日を基準日として、その日より前の販売を取り締まるというわけだ（『御触書寛保集成』No. 2056）。

寛保2年（1742）には、魚類、鳥類、野菜を網羅した触れが出される。魚類のいくつかを紹介しよう（『御触書寛保集成』No. 2115）。

- 一 ます 正月節より
- 一 あゆ 正月節より
- 一 かつほ（鰹） 四月節より
- 一 あんこう 十一月節より

この中でも江戸っ子が競って買ったのが鰹であった。

目には青葉 山ほととぎす 初鰹

この名高い句は俳人・山口素堂のもので、延宝6年（1678）刊行の『江戸新道』に収録さ

れている。すでに17世紀後半に入ると江戸の人々が初鯉を求めていたことがわかる。

しかし、初鯉が競って求められ異様なまでの価格高騰をみたのは、いわゆる江戸っ子の成立した天明年間（1781-1789）以降のことだった。山東京伝の「蜘蛛の糸巻」によれば、天明・寛政の頃は初鯉といえはその値段は高く、日本橋へ初船の着いた日には、年によっては金3両で買っていたという。どれだけの大金をはたいても一番に食べたというのであろう。自然、価格は高騰していった。

こうした高額販売のため、漁場から魚河岸までの輸送には押送船という快速船が用いられていた。風向きが如何にかかわらず櫓を押して走るのでこの名がある。風波を厭わず航行するため、波切りのよい尖鋭な船首をもっており、その姿は葛飾北斎の『富嶽三十六景』の1つ、かの有名な「神奈川冲浪裏」に描き込まれている（図②）。

ところが、一番船がもたらした鯉ではもう遅いというすごい人が現れる（『五月雨草紙』）。

ある老人の話に承わたり。同じ頃（天明年間）にや、奢侈の人の初鯉を賞翫するに、魚屋の持ち来るを待ちてはその品すでに劣るとて、時節を計り品川沖へあらかじめ船を出し置き、三崎・三浦の方より鯉魚積みたる押送船を見掛け次第、漕ぎ寄せて金一両を投げ込めば、舟子は合点して鯉魚一尾を出すを得て、櫓を飛ばして帰り来る。是を真の初鯉喰いと云えり。

鯉を積載した押送船が江戸の魚市場へ急ぐ途中、品川沖でこれを待ち伏せし、船に漕ぎ寄っていきなり1両を投げ込むと、船頭も馴れたもので鯉1尾を投げ渡してくるという。そこから大急ぎで櫓をこがせて帰宅して初鯉を食す。これこそが本当の初鯉喰いだというのだ。

ここまでするのは、天明頃の江戸っ子たちのやや極端な奢侈のなせることかもしれないが、それでも江戸の初物嗜好は絶えることなく続き、町奉行所は初物禁止と高額販売の禁止を頻発し続けていくのであった。

こんな初物好きや季節外れの品を珍重する向きは野菜類にもあり、それに応じた生産の工夫もなされていた。天保13年（1842）4月、天保改革の最中に出された町触は、初物嗜好が増長し、殊に料理茶屋では競って買い求め、高値の品を調理して供することを「不埒」と断じた上で、次のような実態が語られている（『江戸町触集成』第十四巻、No. 13574）。

譬えばきうり（胡瓜）、茄子、めんけん（隠元）、さゝけ（大角豆）之類、其外もやし物と唱え、雨障子を懸け、芥にて仕立て、或いは室の内え炭団火を用い養い立て、年中時候外れに売り出し候

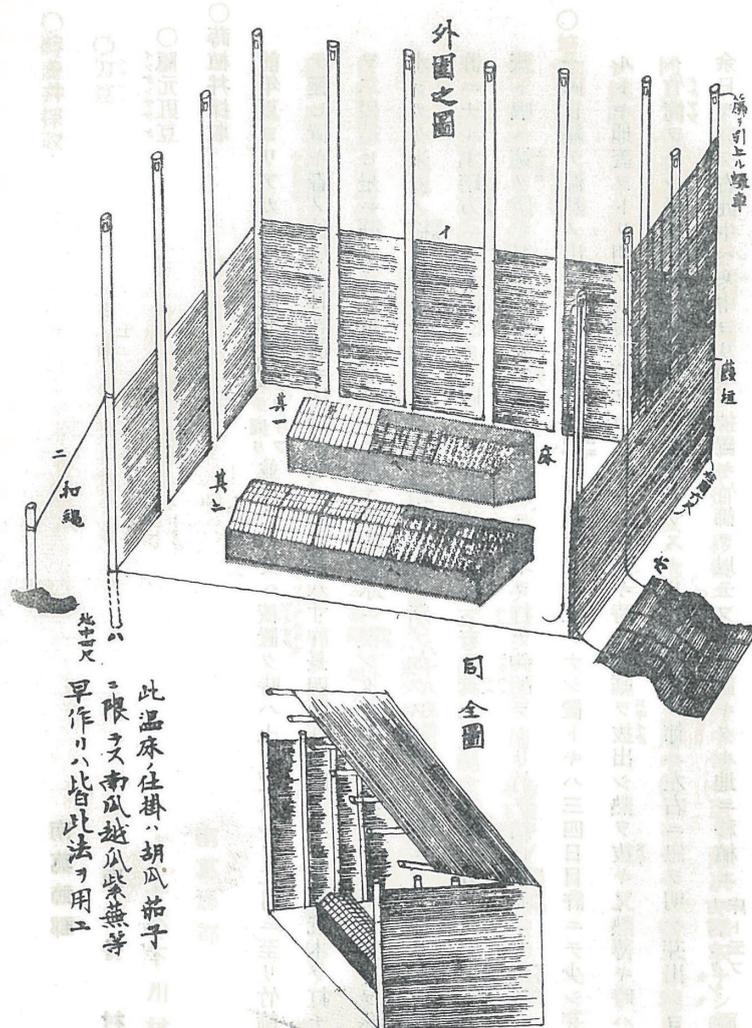
つまり、①雨障子を懸ける、②芥、すなわちゴミを使った発酵熱を利用する、③室内で炭団（たどん）の火を焚いて温める、こうした方法での促成栽培が行われていたのである。



図② 葛飾北斎「神奈川冲浪裏」（『富嶽三十六景のうち』
国立国会図書館デジタルコレクションより転載）

町奉行は江戸市中でこうした野菜を売り出すことを禁止する一方、このような「もやし初物と唱え候野菜類」を作り出さないよう在方へも触れ出したことを周知している。

江戸市中の人々の、食への飽くなき欲望と、その欲求に応じて生産と流通に工夫を凝らす周辺農村の双方が、天保改革の取締対象となったのである。



図③ 『東京府下農事要覧』（1964年、東京都）
南葛飾郡八郎右衛門新田で胡瓜や那須等の促成栽培に用いた温床と外圍の図

むすびにかえて

江戸周辺農村における都市需要を見越した野菜生産は、明治以降も発展を遂げていく。その後、20世紀に入るとこのエリアに多くの私鉄が敷設され住宅地も開発されて、人口増加が進んでいく。とくに関東大震災がこの傾向に拍車をかけた。さらに戦後高度成長期になると、宅地開発がいつそう進み都市近郊農村は衰弱していくケースが少なくなかった。

しかし、近年、「江戸野菜」などとしてかつて工夫を凝らして作られた特産野菜の生産復興や、それらを利用した料理店をネットワーク化するなど、官民一体となった取り組みも豊かに展開しつつある。

「食」の問題を消費の局面のみならず生産・流通の側面も含めて見直す試みは、東京の地域史をトータルに捉える上でも、また、地域の歴史をふり返って地域活性化につなげようとする営みに寄与する上でも、一定の有効性をもっているように思えるのである。

※本報告書の著作権は東京都にあります。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

【活動報告】

平成30年度東京都公文書館企画展

「東京の島々

～伊豆諸島・小笠原諸島の歴史と文化」

東京都公文書館 史料編さん担当

小粥 祐子

はじめに

東京都には東京から南に約100km～1,000kmの太平洋上に点在する大小200余の島々があり、伊豆諸島と小笠原諸島に分けられている。

平成30年(2018)は、伊豆諸島が静岡県から東京府に移管されて140年(明治9年:1876移管)、小笠原諸島が日本に返還されて50年(昭和43年:1968返還)という節目の年であった。

そこで、今年度は、7月19日(木)から9月26日(水)まで「東京の島々～伊豆諸島・小笠原諸島の歴史と文化」展を開催した。

本展示では、東京都公文書館所蔵の江戸時代の地誌・絵図類、江戸時代～明治初年の流人帳、重要文化財「東京府・東京市行政文書」等の中から、島しょ地域に関する資料を紹介し、伊豆諸島と小笠原諸島の歴史と文化に光を当てた。

1 展示の構成と概要

本展示は以下5つのコーナーで構成した。

- I 島々への眼差し - 地誌が描く江戸時代の島しょ地域
- II 八丈島流人アーカイブズ
- III エキゾチックな観光地の成立
- IV 無人島から小笠原諸島へ
- V 伊豆諸島と小笠原諸島の文化財

I 島々への眼差し - 地誌が描く江戸時代の島しょ地域

本コーナーでは、江戸時代に書かれた伊豆諸島に関する地誌・絵図類を紹介し、当時の伊豆諸島の姿と江戸の出版文化人が島々に向けた眼差しについて取り上げた。

江戸時代の伊豆諸島は幕府の直轄領で、寛文10年(1670)



図1 ポスター

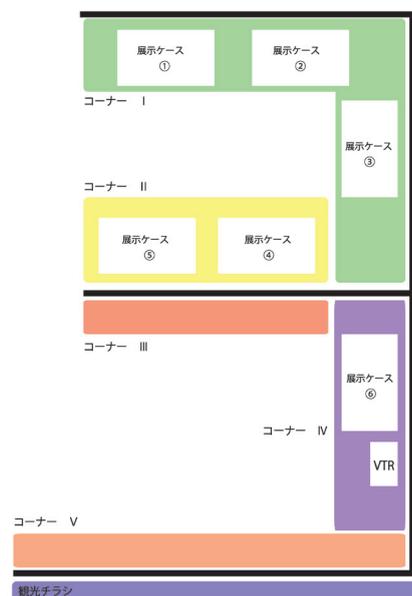


図2 展示室内の配置図

には伊豆・^{にらやま}葦山代官の支配下となった。伊豆諸島は江戸時代以前から流罪先としての歴史があったが、8代将軍・吉宗が寛保2年(1742)に定めた「御定書百箇条」によって、制度的にも流刑地として認められることとなった。一方で、江戸向けの商品生産地としてもつながりが密接になり、人々の島への関心は高まっていった。

こうした中、代官をはじめ、さまざまな人が島々を巡検(見)するようになり、比較文化的な考察を加えた地誌・紀行文が数多く出版されるようになった。また、伊豆諸島の島々を詳細に表わした絵図も作られるようになった。

本コーナーで取り上げた地誌は、『伊豆海島風土記』、『七島巡見志』、『八丈誌』、『七島日記』、『八丈実記』である。このうち『八丈実記』は、八丈島へ流された近藤富蔵守真が島での60年間におよぶ流人生活を著したもので、当館では稿本29冊分(現在は、再編して36冊)を所蔵している。富蔵は、旗本・近藤重蔵守重の長子として文化2年(1805)に江戸で生まれた。文政9年(1826)、父親と隣家との争いに巻き込まれ、隣家一家を皆殺しにしてしまい、翌年八丈島に流罪となった。

いずれの地誌も、島々の様子が文章によって記されているのはもちろんのこと、島々の地理関係・珍しい魚貝類や動植物・人々の生活と生産活動・踊りや島相撲・牛合わせといった民俗行事などが絵でも記録されている。特に、動植物については南国独特の色鮮やかな彩色で描かれているのが印象的である。

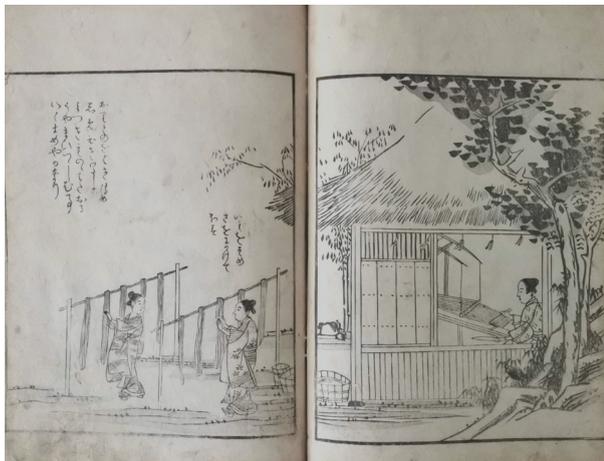


図3 「糸の染色と機織り」『七島日記巻三』

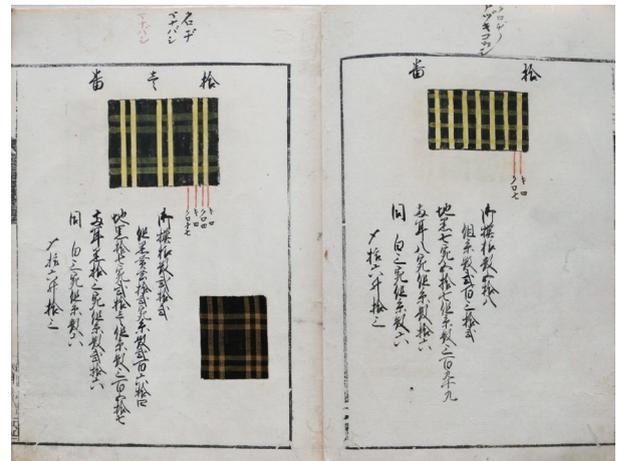


図4 黄八丈の布見本 『八丈実記 三十三』

II 八丈島流人アーカイブズ

江戸時代になると、徳川幕府の法整備により、伊豆諸島は流刑地として位置づけられた。寛政8年(1796)、幕府により流刑地が八丈島・三宅島・新島に限定された。江戸時代は「文書社会」と言われるほど沢山の文書が作り出され、文書による行政・経済システムが発達した。このことは流人管理も同様で、島出身の地役人や村役人らのもとで徹底して管理されたが、これら流人を管理するために作成された文書類は膨大な量に及んだ。

本コーナーでは、この“八丈島流人アーカイブズ”とも呼べる八丈島流人関係文書類をアーカイブズ学の視点から分類・整理するとともに、安政5年(1858)に同島へ流された菅野^{かんの}八郎を例に挙げながら当館が所蔵する八丈島流人関係文書類の全容を紹介した。

詳しくは、本報告書に掲載の工藤航平「八丈島流人アーカイブズの概要調査報告—都有形文化財「八丈民政資料」の伝来と構造—」をお読み頂きたい。

Ⅲ エキゾチックな観光地の成立

明治40年(1907)5月、伊豆大島が、東京湾汽船(現在の東海汽船)と東京府知事との契約により、本土と「命令航路」で結ばれるようになった。同43年(1910)には八丈島、翌年には青ヶ島へも就航し、伊豆諸島全域にわたる航路が完成した。このことにより、伊豆諸島の島々、特に本土に最も近い伊豆大島は手軽に楽しめる南国情緒あふれるエキゾチックな観光地として人気を集めた。大正から昭和初年には幸田露伴・徳田秋声・宮沢賢治などの文人、東郷青児・棟方志功などの画家も訪れている。

昭和3年(1928)になると、東京ー伊豆下田ー大島間に毎日汽船が就航するようになり、伊豆大島の人気はますます高まった。

本コーナーでは、大島観光の華やかな様子を映し出した「火山口探検ツアー」「砂漠の駱駝」「三原山の傾斜を利用したスライダー」「優秀客船 橘丸」ほか全6枚の写真を展示した。これらの写真は、伊豆諸島地域史研究の第一人者であり、島の教育と高校野球にも大きく貢献された故・樋口秀司氏から、生前、お借りしたものである。

ここでは、樋口氏の編著から「砂漠の駱駝」に関する解説文を以下に引用する。

昭和六年七月三日にゴビ砂漠に生まれたラクダ二頭と満州産のロバ一頭が波浮港に上陸し、後に観光客を乗せるために三原山に登場した。(略)

樋口秀司編『伊豆諸島を知る事典』東京堂出版
2010.5、p.42

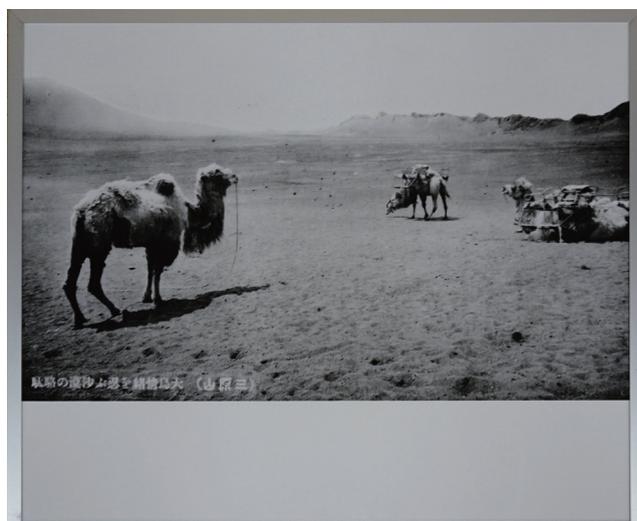


図5 「砂漠の駱駝」 樋口秀司氏提供

Ⅳ 無人島から小笠原諸島へ

小笠原諸島に人が住むようになったのは江戸時代後期以降のことである。それまで、小笠原諸島には人が住んでいなかったことから無人島と呼ばれ、英語でも「Bonin Islands」と表記されていた。しかし、19世紀に入り各国の捕鯨船が頻繁に寄港するようになると、中には島に住み着く外国人も現れるようになった。

こうした状況をうけ、幕府は、文久元年(1861)、外国奉行水野忠徳らを派遣し日本領であることを宣言した。当館は、文久年間に小笠原諸島を調査した調査団の記録である『小笠原島記事』などの地誌類を所蔵している。

明治9年(1876)、国際的にも日本領と承認された小笠原諸島は、内務省による管轄を経て明治13年(1880)に東京府に移管された。昭和19年(1944)6月に父島や硫黄島は米軍による空襲を受け、島民6,886人が日本本土へ強制的に疎開した。翌年2月からは硫黄島の戦いが始まり、2万人を超える戦死者を出す壮

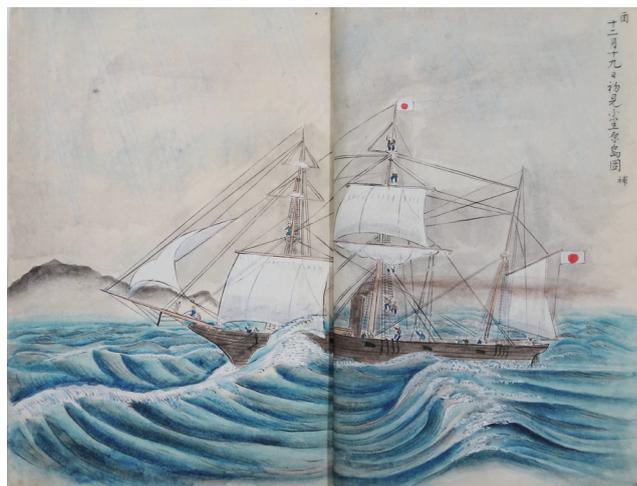


図6 「威臨丸」『小笠原島記事 十九』

絶な戦闘の末、硫黄島はアメリカ軍の占領下に入った。硫黄島以外の小笠原諸島には上陸作戦こそ挙行されなかったものの、補給線を絶たれたため食糧難を招き、200名を超える餓死者が出たといわれている。昭和21年(1946)1月29日、連合軍最高司令官総司令部(GHQ)の指令により小笠原諸島全域において日本の施政権が停止され、アメリカ軍による軍政が開始された。日本に返還されたのは、昭和43年(1968)のことである。

本コーナーでは、小笠原諸島が辿った数奇な歴史に関する記録として、江戸時代の地誌のほか、重要文化財「東京府・東京市行政文書」から『外国関係笠島記事』『小笠原島住民対話書』などを展示した。また、東京都総務局行政部が制作した小笠原諸島の日本返還に関する映像『東京都小笠原村誕生－私の小笠原旅行記』『夢受け継いで50年、未来へ羽ばたけ小笠原』の2本を流した。

V 伊豆諸島と小笠原諸島の文化財

これまで述べてきたように伊豆諸島と小笠原諸島には、それぞれの歴史の流れの中で、島独特の文化・芸術が生み出されてきた。

例えば、狩野派の絵師の一人として名高い英一蝶^{はなぶさいちちょう}は、元々の画号を多賀朝湖と言った。一蝶は、摂津国(現：大阪府北西部・兵庫県南東部)で生まれたが、父が医者として江戸へ出たことに伴い、江戸で様々な芸術に触れることとなる。特に絵画については幕府御用の奥絵師であった狩野安信^{やぶ}に師事し、その腕を磨いた。しかし、元禄11年(1698)12月、5代将軍・綱吉の側室を^{むら}擲^ちしたとの罪で三宅島へ流され、宝永6年(1709)まで三宅島・阿古邑^{むら}で流人生活を送った。一蝶は流人生活中、いくつかの作品を島に残しており、それらは、現在、国の重要文化財や東京都指定文化財に指定されている。ちなみに、英一蝶という雅号のうち、「一蝶」は三宅島の地に赦免の報が届いたとき一羽の蝶が花と戯れる様子を見て付けたもので、「英」は母親の旧姓である花房からとったという。

本コーナーでは伊豆諸島・小笠原諸島の東京都指定文化財の内、古文書・史跡・旧跡・工芸品・絵画・彫刻などの一部を写真パネルで紹介した。

2 展示資料と館内装飾

今回の展示では、江戸時代の人々が地誌類に描いた魚貝類や動植物・風景などの色鮮やかな絵をポスター・チラシ、レンチキュラーポストカード(3D絵葉書)に多用した。ポストカードは、来館者のうちアンケート回答者へお渡しした。



図7 レンチキュラーポストカード



図8 魚のモバイル装飾と「Vコーナー(伊豆諸島と小笠原諸島の文化財)」

また、少し堅いイメージのある「公文書館」がより馴染みある場所となるよう、館内を地誌類に描かれた魚で作ったモビールなどで装飾した。

さらに、幼稚園や小・中学校の夏休み期間に入ると、夏休みを連想させるポスターに惹かれてか、子供が沢山来場した。そこで、より展示を楽しんで頂けるよう地誌類に描かれた絵を使った「塗り絵」を配布した。

魚のモビールや塗り絵は、当館職員が地誌類に描かれた絵をデジタルカメラで撮影しプリントアウトしたものを自分たちで切り貼りして作った。

3 おわりに ～アンケート結果から

本展示は、東京都の島々にとって今年が節目のある年であることから、一人でも多くの方に江戸時代から現代に至る島々の歴史と文化に関心を持って頂きたい、という想いで企画したものである。

特に、“八丈島流人アーカイブズ”は、今回の展示にあたり、本格的に史料調査・研究を行い、史料を体系的に整理した上で、分かりやすい展示を目指した。その結果、アンケート回答者の多くから高評価を頂いた。

また、アンケートの結果をみると、初めてご来館くださった方が41.0%を占めた。このうち、「図書館などにおいてあるチラシ」「当館の入口や門扉に掲示したポスター」がきっかけによる来場者が61.8%にのぼった。これもひとえに島々の豊かな自然の恵みと、探究心あふれる江戸時代の人々がそれらを描き残した地誌類のお陰と言えるのではないだろうか。

一方で、「原史料の展示数が少ない」というご意見も多く寄せられた。当館の史料に強い関心を持ってくださる方々のご意見は真摯に受け止めたい。現在、当館は仮移転中のため、いわゆる展示室ではなく閲覧室の中にある仮スペースで展示を行っている。このような環境で、史料の保護という観点から、彩色がほどこされた史料を一度に展示することを控えている。これまで、展示環境により原史料を展示しづらい場合は複製物による展示を行ってきたが、より一層の工夫が必要である。

いずれにしても、本展示が東京都の島々に関心をもつ契機となったのであれば幸いである。

【活動報告】

巡回パネル展

「東京 150 年 ～公文書と絵図が語る首都東京の歴史」

東京都公文書館 史料編さん担当

西木 浩一

はじめに

平成 30 年（2018）が江戸から東京への改称、東京府開設から 150 年の節目であることを記念し、東京都は「Old meets New 東京 150 年」事業を実施してきた。東京都公文書館はその一環として「東京 150 年—公文書と絵図が語る首都東京の歴史」というテーマで展示パネルを作成し、4つの会場で巡回展を開催した。本稿はその事業概要を報告するものである。

I 展示パネルの構成

東京府の開設から 150 年という節目に当たる本年は、当館にとっても開館 50 年という記念すべき年であった。当初は、これに関連した企画も計画したが、 $150 - 50 = 100$ 、つまり東京府が開設されて東京府文書の作成・管理が開始されてから 100 年にわたる前史を、1 世紀に及ぶ当館所蔵資料の蓄積・形成期ととらえて、一体として展示していくこととし、標記のテーマを以下のように構成した。概要とパネルタイトルを紹介していこう。

1 江戸から東京へ

天下の城下町江戸から、近代国家日本の首都東京へ。明治初年、近代へ移行する激動の時代、都市東京がどのように生まれ変わっていったのかを探るコーナーである。庶民生活の変化にも目を配りながら、近代移行期の東京のすがたを追っていった。

東京府開庁／東京奠都／首都中核機能の形成／汽笛一声—鉄道の開通／銀座煉瓦街の誕生／東京開市と居留地の設置／築地ホテル館／明治初期の迎賓館—延遼館の誕生／開化の世相と庶民生活—違式誹違条例の制定／開化 vs 旧弊 興廃くらべ／日本髪から洋髪へ

2 東京に尽くした人々の足跡

幕末維新期の激動を乗り越え、首都としての機能整備を進展させていった東京。そこには政治・経済のみならず学校や文化施設も集中し、ランドマークとなる首都を象徴する建造物も建てられていった。しかしまたこの都市は、火災や大震災、さらには戦災による壊滅的な被害を繰り返し経験し、その都度奇跡的な復興を遂げてきた。

このコーナーでは東京の発展に尽くした数多くの人々の中から多様な分野で活躍した 11 名を選び、当館所蔵資料の中から興味深いエピソードとともにその足跡をたどっていく。

勝海舟—江戸を火の海とするなかれ／西郷隆盛—銅像誕生秘話／福沢諭吉—海賊出版を糾弾する／渋沢栄一—近代日本実業界の父／津田梅子—「女子英学塾」の設立／下田歌子—

女子教育の先駆者として／ジョサイア・コンドルー日本近代建築の父／辰野金吾ー東京駅を設計する／尾崎行雄ーインフラ整備と日米友好ワシントンの桜／後藤新平ー東京市の自治と関東大震災後の帝都復興／安井誠一郎ー戦後復興からオリンピック招致へ

3 東京都公文書館 ～ 50年のあゆみと100年の前史

昭和43年（1968）10月1日、東京都港区海岸一丁目に誕生した東京都公文書館。その前身は昭和27年に設置され、東京府・東京市行政文書や江戸明治期史料の保存と目録作成、史料編さん事業に取り組んでいた都政史料館という組織だった。この館は、戦時中に文書疎開して難を免れた資料群が文書課四谷書庫に集められ、そこに戦前から東京市史編さんに従事していたスタッフが文書整理の任に当たることとなったところから成立していったもので、戦時中・戦後の緊急体制が生んだ副産物であった。

ここでは、東京府成立以来の100年の前史にどのように資料が形成され、保存されてきたかをたどり、あわせて公文書館設置から50年のあゆみを紹介する。

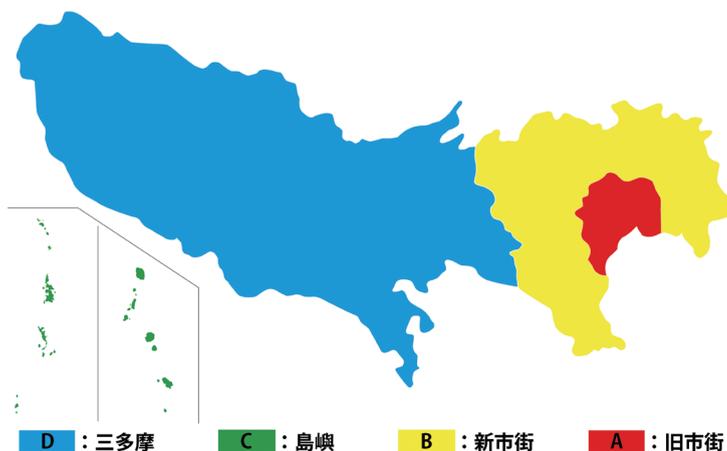
東京府・東京市の文書管理／東京府・東京市の編さん事業／文書疎開から都政史料館へ／東京都公文書館の50年／公文書館の新たなステージに向けて

4 東京都域のなりたち

今から150年前に誕生した東京府を出発点に、その後移管・編入によって管轄区域を拡大しつつ、内部の行政区画もめまぐるしく変わっていった。その複雑な変遷を探っていくには現在の東京都を4つの地域に分けて考えてみるのが有効である（右図参照）。

このコーナーでは、この図を手がかりにしつつ現在の東京都域と行政区画ができていく過程をたどっていく。

東京府の成立と廃藩置県に伴う拡張／15区と6郡の成立／東京市の成立と明治の町村合併／伊豆諸島と小笠原諸島の編入／三多摩の編入／郊外の都市化ー大東京35区の成立／民主主義の礎ー東京23区の成立



- A : 江戸時代の町奉行支配地。明治11年（1878）に15区が成立
 B : 江戸周辺の農村地帯。20世紀に入って都市化が進む新市街地
 C : 伊豆諸島及び小笠原諸島からなる東京の島しょ地域
 D : 神奈川県から明治26年（1893）に編入された三多摩地域

II 巡回展の取り組み

Iで紹介した展示パネルを基本として、東京150年事業の一環として以下の4会場で巡回パネル展を開催した。それぞれの会場の特性に応じて付加的に内容の充実を図ったので、そのポイントとともに紹介していきたい。

1 都庁第一本庁舎アートワーク台座（本期間中は仮設）

平成30年9月5日（水）から9月9日（日）まで

都庁第1本庁舎エントランスコーナーに設置された展示場所、アートワーク台座を使用している展示であるが、あいにく庁舎工事のため仮設スペースを利用した。また、他の出展者と

併用したため、ごく一部のパネルを展示するにとどまった。しかし、庁内に対する公文書館のPR場所としては得がたい機会ととらえ出展したものである。

2 都立多摩図書館（国分寺市泉町）

平成30年9月10日（月）から10月18日（木）まで

平成31年度末に移転が予定されている新しい公文書館に隣接する都立多摩図書館の展示コーナーを利用したもので、今後の連携事業を先取りするものとなった。



都立多摩図書館展示風景
関連書籍を手にとって閲覧できるコーナーは好評だった。

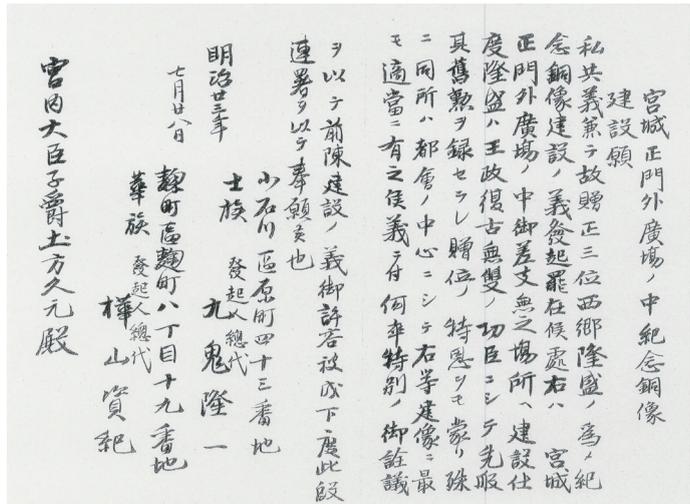
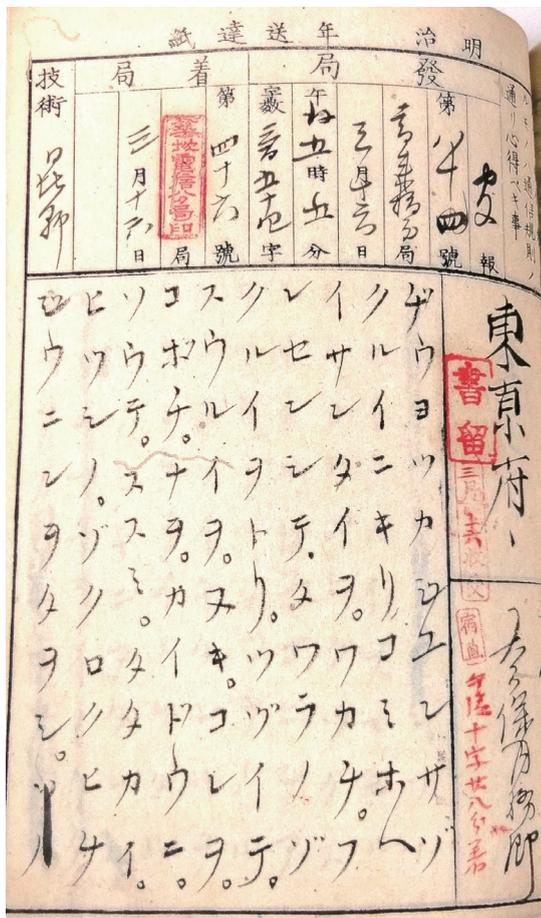
都立多摩図書館は、雑誌の特性を活かしたサービスを行う「東京マガジンバンク」と、都内の子供の読書活動を推進する「児童・青少年資料サービス」の2つの機能を柱とする館である。今回、子どもに配慮した展示は準備できなかったが、展示に関連する雑誌や図書を備えて、その場で手にとっていただくコーナーを設置し、たえず多くの観覧者が利用されていた。図書館・公文書館の連携の在り方を考える上でも貴重な経験の場となった。また期間中、2回にわたってギャラリートークを実施した。

3 東京都公文書館2階展示コーナー

平成30年10月23日（火）から11月20日（火）まで

ホームグラウンドでの開催は、東京文化財ウィーク2018参加企画展と位置づけ、国の重要文化財に指定されている「東京府・東京市行政文書」の中から関連する原史料を展示した。

また、この企画展に合わせて作成した図録を配付した他、第IVコーナー「東京都域のなりたち」の内容を約9分の映像と解説にまとめたDVDの視聴コーナーを設けた。さらに関連する動画として「延遼館～明治ニッポンおもてなし事始め」「復興のアルバム」もご視聴いただいた。



西郷隆盛コーナーでは、西南戦争最大の激戦田原坂の戦いのようすを生々しく伝える当時の電報（左）や、西郷の名誉回復後に樺山実紀らを発起人として出された西郷の銅像建設願などを原本で展示した。ちなみに当初出願された建設地は宮城正門外、つまり宮城前広場であり、その後軍服姿という出願もなされた。

4 東京区政会館エントランスホール（千代田区飯田橋）

平成30年11月26日（月）から12月21日（金）まで

最後の巡回先となった東京区政会館では、共催した公益財団法人特別区協議会作成による巨大な壁面パネルや、床面シート等に加え、いっそう充実したパネル展示構成となった。

ここでも「東京都域のなりたち」「復興のアルバム」の2タイトルを視聴するコーナーを設けた。

また展示期間中、同会館3階にある首都大学東京オープンユニバーシティの特別講座として、パネル展と関連した「アーカイブズが語る首都東京の形成史（講師・西木浩一）」を開催、平日の午後にも関わらず当初の募集人員を拡張して100名の申込みを得た。



天井の高いエントランスホール壁面を利用した巨大パネル

Ⅲ 巡回パネル展の成果と課題

東京都の「Old meets New 東京150年」事業に参加する形で取り組んだ4会場での巡回パ

ネル展は9月から12月に及ぶ長期間にわたって展開された。トータルしてご観覧いただいた方の人数は当然これまでの企画展史上最高に達している。会場の制約から都庁・都立多摩図書館・東京区政会館での観覧者数は不明であるが、当館で開催した展示については以下のようになっている。

開催日 平成30年10月23日～11月20日（開館日数は21日）

観覧者数 602人 1日当たりの観覧者数 約29人

この1日当たりの観覧者数は過去に当館を会場にして開催した企画展の中でも最高値となった。また、アンケート集計によれば、この企画展で当館を初めて知ったという方が37%いらっしやった。普及事業としての展示を繰り返し展開していく意義は依然として大きい。

展示内容については「大変よかった」41%、「よかった」51%、「普通」7%、「もう少し」1%と概ね好評価をいただいたが、展示スペースが小さい、原文書の展示が少ないといったご意見もあった。現行施設の限界ではあるが、工夫を凝らして充実感の得られる展示を心がけていきたい。

東京都公文書館
調査研究年報 <WEB 版 >
第 5 号

発 行 2019 年（平成 31 年）3 月 29 日
編集発行 東京都公文書館
〒 158-0094
東京都世田谷区玉川一丁目 20 番 1 号
TEL 03-3707-2601
印 刷 第七広告株式会社
平成 30 年度登録第 7 号

Tokyo Metropolitan Archives Annual Report of Research <Web>

Volume 5

Table of Contents

Report on an Outline Research for Archives of “Runin”,the Exiles in Hachijo Island:
Archival History and Structure of “Hachijo Island Government Office Document
(Tokyo-designated Tangible Cultural Properties)”
Kohei Kudo 1

【Research Report】

A Study on Files Information of “Archives of 1964 Olympic Games” held by Tokyo
Metropolitan Archives
Ryogo Oota 25

【Seminar Report】

Open University Course in Tokyo Metropolitan University
Shinya Kobayashi,Kohei Kudo,Kouichi Nishiki 37

【Performance Report】

Tokyo Metropolitan Archives Thematic Exhibition in 2018
“Islands in Tokyo - History and Culture of Izu and Ogasawara
Island Chain”
Masako Ogai 48

【Performance Report】

Touring Panel Exhibition
“Tokyo 150th Anniversary - Archives and Picture Maps Explain a History
of the Capital Tokyo”
Kouichi Nishiki 53

March 2019
Tokyo Metropolitan Archives